国 際 情 勢
総 目 次

ニクソン政権の在韓米軍削減と日本 …… 2
——外務省アジア局の初動——

階層的秩序の動揺に関する一試論 …… 8

＜スタート地点＞の習近平 …… 15
——県党委員会書記時代の政治認識とリーダーシップ——

政治体制改革の継承と発展 …… 33
——省レベルにおける政法委員会の改組状況に着目して——

道徳教育の移り変わりと宗教知識教育・宗教情操教育 …… 45

ニクソン政権期のアジア戦略と在比米軍基地 …… 53

ニクソン政権の在韓米軍削減と日本

――外務省アジア局の初動――

緊張緩和の時代として後に振り返られる1970年代の初頭にあってアジアが直面したのは、戦後長らく地域秩序の基底をなしてきた米軍プレゼンスの縮減局面だった。ベトナムの「泥沼」から足を洗うことを公約としたニクソン（Richard M. Nixon）は大統領就任から半年ばかりの1969年７月25日、グアム島での記者会見でアジアの地域紛争への過剰介入を見直す方針を明らかにしていた。ニクソン政権は翌1970年３月に在韓米軍の削減方針を韓国政府に通告し､その強い反発にもかかわらず同年７月には削減方針の公表に踏み切る。そして翌年３月末までに在韓米軍の主力２個師団の一つである第７歩兵師団、およそ２万の米兵が半島を離れたのだった。その間、日本政府が一連の過程を深い関心を持って注視していたことは言うまでもない。

以下に引用するのは、在韓米軍の削減方針が公表された1970年７月、同月後半に控える第４回日韓定期閣僚会議に備えて外務省アジア局が用意した文書である。昭和45年７月13日付の外務省アジア局文書「第４回日韓定期閣僚会議について」の別紙であり、同文書とともに「大臣ブリーフ用資料」としてファイルに綴られている。出典は外務省外交史料館で公開された「日韓関係（第４回日韓定期閣僚会議［１］）」（2010－3959）である。原文は横書き17頁で、タイプ打ちされている。

本文書は、在韓米軍削減方針の公表を受けての日本外務省の初動を示す資料として貴重である。内容においてとりわけ興味を引くのは、文書末尾の項において在韓米軍の削減が地域の軍事バランスに与える影響につき、極めて抑制的な評価が示されている点である。そのことは、「第４回日韓定期閣僚会議について」において「駐韓米軍の削減問題は、本質的に米韓間の問題であり、……韓国政府と声を一にして削減反対を共同コミュニケに謳うことは、日米関係の大局からして、あくまで避けるべきである」との立場が示されていることとも無関係でないだろう。結果として、第４回日韓定期閣僚会議の共同声明において日本は韓国側の求めを退け、在韓米軍削減問題に関しては「米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きな支えとなっている」との見解を示すに止めたのだった。

翻刻に当たり、行頭の字下げなど形式については手を加えたが、促音や拗音、字体などは原文通りとした。

在韓米軍の削減問題

Ⅰ　在韓米軍削減通告と米韓双方の立場

1．米国政府は７月５日ロジャース国務長官を通じ崔外務部長官に対し、また７月６日ポーター駐韓米大使を通じ、丁一権国務総理に対し、在韓米軍の削減実施に関する米国政府の意向を正式に通告するとともに、これの具体化に関し協議することを提議した。

2．前記通告に際し、米国側は本件に対する米国政府の立場を明らかにし、次の諸点を強調したといわれる。

（１）米国政府は国内政治情勢及び予算の削減により、在韓米軍を今までどおり維持し得なくなつた。

（２）海外駐留兵力の削減は米国政府の基本的方針であり、これによつて在韓米軍現有兵力64,000名の一部削減は不可避である。

（３）米国は、３カ月間の具体的事項に関する協議を経たのち、10月から削減を実施する。

（注、削減の時期については、ロジャース・崔圭夏会談においては一切言及されていないが、９日レアード国防長官は米韓合意のもとに今会計年度末までにある程度の兵力削減が行なわれることは確実であろうとの意向を表明した。）

（４）韓国軍の近代化および削減による政治的、心理的影響を除去できる措置の必要性は認めるが、韓国政府が削減を了承する立場を表明しなければ、議会に韓国軍近代化に必要な予算確保を工作することは困難である。

ニクソン大統領が国会の承認を得る前に、韓国軍近代化に関する具体的計画または金額に対する保障をすることはできない。

3．これに対し、韓国側は削減絶対反対の意向を表明し、次の諸点を強調したといわれる。

（１）現在米軍と肩を並べて戦つている現実から、米国側があまりにも性急に在韓米軍の削減を云々することは、韓国政府及び国民としては到底理解し得ない。

（２）北朝鮮の戦争準備の完了、北朝鮮・中共関係の緊密化、北朝鮮の武力統一政策等により韓国の安全保障は現在最も重大な時期に直面している。

（３）いかなる場合でも、米国が一方的な措置をとつてはならず、十分な事前協議と相互了解によつてこの問題を処理しなければならない。

（４）削減に伴う軍事的、心理的な空白を埋めることのできる韓国軍の近代化に対する具体的計画が立てられたうえ、削減を実施に移すべきである。

（５）前項に関する保障がなされ、かつ外交的な諸般の措置がとられるならば、或る程度融通性をもつて協議に応ずる。

4．以上のごとく、米国の国内事情を理解し、米軍の削減をまず了承することが先決問題であるとする米国側と、韓国軍の近代化に関する保障ならびに外交的な諸般の措置がとられることが削減問題の協議に応ずる前提条件でありとする韓国側の主張とが対立した。

5．米軍削減の正式通告に接し、韓国政府は崔外務部長官（当時サイゴン滞在中）および金駐米大使を本国に召喚し、７月８日、９日両日にわたり、朴大統領司会のもとに政府首脳会議を開き、米軍削減問題対策について協議した。

信頼すべき消息筋によれば、９日韓国政府は在韓米国大使館に対し、本件削減問題に関する協議に応ずる用意がある旨正式に回答するとともに、韓国の安全保障問題も追加協議することを提案したが、同消息筋の観測では、韓国側はこの追加議題において韓・米防衛条約をNATO並みに改訂すること、及び有事の際の沖縄の使用に関し、沖縄返還後においても事前協議における日本政府の拒否権を認めないことを保障する、との二点を持ち出すであろうといわれる。

注　NATO条約は、締約国に対する武力攻撃が行なわれたとき、各締約国がその必要と認める行動（兵力使用含む）を直ちに執ることによつて攻撃を受けた締約国を援助することになつているが、米・韓相互防衛条約では、自国の憲法上の手続きに従つて、共通の危険に対処するよう行動することになつており、NATO条約に比し対応行動が遅れる恐れが大きい。

6．本件米軍削減問題は、来る７月21日に開催される米・韓国防閣僚会談においても協議されるものと見られるが、同会談では上述のごとき米･韓双方の強硬なる姿勢からみて、本件につき円満なる合意が成立するとは思われず、従つて削減が実施に移されるまでにはなお相当の紆余曲折があるものと予想される。

Ⅱ　米軍削減問題をめぐる従来の韓国側の主張と立場

1．これまで在韓米軍の削減問題については、公式に声明されたり、協定されたりしたことはない。一般には1969年に行なわれた米・韓大統領会談および米・韓国防閣僚会談等において、米国が韓国の大統領選挙が終る1971年中頃までは在韓米軍を削減しないことを約束した、と信じられていた。

2．米軍削減についての韓国の態度は、これまで一貫して絶対反対であり、少しでも長く米軍を現状のまま、ないしは増強する方向でおこうということにあつた。

従つて、若し米国内で在韓米軍削減に関する問題が論議されると、直ちに各界各紙を挙げて反対の意志を表明するのを常とした。

3．韓国の反対する理由は、

（１）米軍削減による実戦力の低下。

（２）精神的なマイナス。

（３）米軍削減に伴う外貨収入減の韓国経済に及ぼす影響。

（４）アジア集団安保は期待できない、また日本は防衛に関し米国の肩替りをする力はない。

という４点に要約される。

他方、韓国内には「韓国は例外である。米国は我国を見捨るようなことはない。」という考え方がある。この米国に対する特権的意識は、

（イ）米国は約30,000名の血を流して韓国を守つてくれた国である。

（ロ）韓国はヴィエトナムに５万の軍を送つて米軍に協力している。

（ハ）米軍の増強を希望しているのは韓国だけで、他の国々は大なり小なりの反米運動がある。

等の理由からきているものと思われる。この意識が政治、防衛等の面でこれまでの韓国の判断に相当の影響を及ぼしている。

４．沖縄が日本に返還された場合、韓国はその防衛の基地としての沖縄の地位が低下することを恐れている。このため米国に対して或る程度の保障を要求し、特に在沖縄米軍の一部を韓国に移駐、核の韓国への移動、韓国南部地区に基地の新設、または増強等を要望してきた。

５．これまで韓国は、朴政権を支持する立場にある米国が、三選を前にして朴大統領に不利になるような問題を提起するようなことはないであろうと判断してきた。しかし、米国にも国内問題があり、大統領選挙対策上の必要もあるので、1971年の後半からは在韓米軍削減問題が提起されるであろうと覚悟してきたと見られる。

６．しかし米軍が削減するにしても、その前に先行条件として、先ず韓国軍装備を近代化し、そのあとで削減問題を論議すべきであると韓国側は主張してきた。最近韓国側の反対態度は、これまでと違い、装備の近代化について或る程度の裏付けを得ればこれに応じてもよいというように変質してきたと考えられる。

７．前述のとおり、韓国は本問題に関し、日本に対しては軍事的な米軍の肩替りは期待していない。

韓国の希望するところは、日本が防衛面では米国の肩替りは出来ないことを米国当局に強調して、少くとも1970年代の中頃までは在韓米軍を削減しないよう米国政府に働きかけることであり、韓国側としては今後この点について日本の同意を取り付けようと全力を傾注してくるであろう。

Ⅲ　米軍削減に伴う軍事的問題点と削減後の韓国の防衛能力

１．韓国の防衛は元来米国がバックボーンとなつて成り立つているので、在韓米軍が削減されると、韓国の防衛計画が根本から揺り動かされることになり、その影響は一概には論じられないが、一般的に考えられる軍事的問題点としては、

（１）戦力の低下により韓国軍の装備強化が緊要課題となる。

（２）防衛配備の再編成をする必要があり、とくにDMZの一部に弱点を生ずる恐れがある。

（３）戦場核による戦争抑止効果が減少する。

（４）指揮権返還問題がおきる。

（注）現在韓国軍の指揮権は国連軍司令官（米軍司令官）が持つているが、米地上軍主力が削減されると、韓国軍をわずかな地上軍しか持たない低い階級の米軍司令官が指揮することにもなりかねず、韓国側から指揮権返還を求める声が出る公算が大きい。指揮権が返還されると米国の韓国軍に対する統制力が弱化する。

（５）兵站（補給、整備等）機構が縮小し、兵站支援に円滑を欠く。

等があげられる。

２．米軍削減の見返りとして韓国軍の装備の近代化およびその他必要な軍事援助が十分与えられるとすれば、削減に伴う精神的マイナス、および純軍事面で若干の問題点を残すとしても、韓国内の純軍事戦力は現在とほとんど変化しない。しかし、米国の国内事情からして、米国が、米軍削減の見返りとして、これに見合う軍事援助を韓国に与えるかどうか問題がある。

３．米軍の削減は段階的に行なわれるものと考えられるが、予備隊である米第７師団だけを削減し、第一線に配置されている米第２師団を残しておく場合と、米地上軍主力を撤収し、１個旅団程度を後方地域に残置する場合とでは、韓国の防衛戦力に寄与する程度が異るが、韓国軍に配備変更、戦力養成等に必要な時間的余裕を与えて削減が行なわれ、米空軍および第７艦隊が日米安保条約に基づき、日本の基地を使用して韓国を支援する態勢にあれば、たとえ十分な軍事援助を与えることなく在韓米地上軍主力が削減されたとしても、韓国軍は北鮮軍（単独）に対抗できる能力を有するものと思われる。

階層的秩序の動揺に関する一試論

1　はじめに …… 9

2　合意による階層的秩序―取引による正当性（Legitimacy）確保― …… 9

3　覇権国の衰退と服従国の対応 …… 10

4　結論 …… 12

1　はじめに

本稿では、国際関係理論における階層的秩序に関する議論に着目して、階層的秩序が動揺したとき、秩序内の諸国がどのような行動を取るのか理論的な観点から初歩的な考察を試みるものである。国際政治においては、伝統的にアナーキーを中心とした議論がなされてきたが、近年の国際政治理論ではアナーキーの下でも国家間の優位と服従の関係がみられるとする議論がみられるようになっている。本稿では、こうした国際政治における階層的秩序の議論を踏まえて、階層的秩序を主導した覇権国が衰退した時に、秩序内諸国の行動が秩序にどのような影響を与えるのかについて検討するものである。

以下では、第２節で、階層的秩序とは、どのようなものかについて概観したのち、第３節で秩序内諸国の対応について、既存の国際政治理論なども援用しながら初歩的な考察を試みていく。そして、第4節では前出の二つの節での議論のまとめを行う。

2　合意による階層的秩序―取引による正当性（Legitimacy）確保―

（１）階層性の国際政治理論

国家間でなぜ上下関係、支配が生まれるのかという点に関して、国家間の社会契約という視点からアプローチしているのが、近年の階層的秩序論の特徴である。代表的な論者であるレイクによれば、階層的な秩序の下では、正当な支配権、すなわち権威を持つ国が、服従国（Subordinate）に特定の行動をとるように求めた場合、服従国はそれを正当な命令であると認識して従うという。これは単なる行動の強制ではなく、そこに正当性（Legitimacy）が存在すると指摘する。レイクは国際政治における正当性を「優越国（dominant state）が服従国の集団に政治的秩序を提供し、服従国はその代わりとして優越国による行動の制約を受け入れるとともに秩序形成に必要な資源を提供する[(1)]」という社会契約（Social Contract）に根差したものと定義した。階層性は優越国による支配の正当性が担保されているという点で、単なる卓越（Primacy）ではなく「階層的な秩序」となる。こうした優越国の秩序提供と服従国の統制の受容は、アイケンベリー（John G. Ikenberry）の大国による戦後秩序形成における立憲的秩序（Constitutional Order）論にもみられる[(2)]。

レイクは、優越国と服従国との間の社会契約によって優越国が支配の正当性を持つという議論を展開したが、階層性と正当性に関する議論は、英国学派からもなされている。英国学派の研究者は、覇権を単なるパワーの優位だけでなく、国際法や勢力均衡といった「国

際社会における制度[3]」の一つとして捉える議論をしている。クラーク（Ian Clark）は、覇権を単なる物質的優位ではなく、その特権や地位を他国から承認（Recognition）されて、初めて成立すると指摘した[4]。そして、覇権を「主導するための資源とともに、国家に与えられた特別な権利と責任の制度化された慣行[5]」と定義している。クラークは、覇権を「国際社会論における制度」の一つとして、覇権を再解釈したのである。この覇権に関する議論を受けて、ゴウ（Everlyn Goh）は東アジアにおける階層的国際秩序について論じるなかで、レイクと同様、正当性について論じている[6]。ゴウによれば、正当性とは他国との交渉によって導かれた規範やルールに覇権国が自ら進んで拘束されるという覇権国の意思に由来するという。このように英国学派においても単なるパワーの優位に加えて、他国の合意によって階層的秩序に正当性が付与されるという議論がなされているのである。

（2）アジアにおける階層性秩序

こうした階層性秩序は戦後の東アジアにおいても見ることができる。アイケンベリーは、戦後の東アジアの国際秩序に関して、米国が安全保障及び経済的利益を提供する一方、アジア諸国は自律性を提供する取引関係にあったと論じている[7]。米国は、アジアの同盟国とともに各国に安全を提供し、米国の経済規模を生かしてアジア諸国の主要輸出先となるとともに、直接投資などを通じて経済発展に必要な資金を提供する役割を果たしてきたという。また、ゴウもアジアにおける階層的秩序において、米国は安全保障や経済的利益の提供者であることに加えて、アジア諸国が目指すべき国家モデルを提示してきたと論じている[8]。

しかし、こうした覇権国と服従国との間の関係も、服従国が経済成長などによって、覇権国との差が縮小するに従って変化していく。次節では、覇権国の衰退と服従国の行動について検討していく。

3　覇権国の衰退と服従国の対応

（1）覇権国の衰退と台頭国の出現

覇権国は、自国優位と引き換えに服従国に対して、秩序の安定や経済的利益を提供している。安定した国際秩序と覇権国の市場と資本によって、服従国の中には、経済成長によって覇権国との間のパワーの差を大きく縮小する国が出てくる。こうした台頭国の存在は、覇権国の築いた階層的秩序にどのような影響を与えるのだろうか。

覇権国の衰退と台頭国の出現に関する最も代表的な議論は、リアリストによる覇権戦争に関する議論であろう。覇権戦争は、既存の秩序に不満を持つ台頭国が覇権国に対して挑戦することで起こるとする議論[9]と、覇権国がその優位が失われないうちに台頭国に対して戦争を仕掛けるとする予防戦争[10]とが存在するが、どちらも覇権国の衰退と台頭国の出現が戦争の原因となる点では一致している。

しかし、こうしたパワーの分布の変化に注目した議論は、服従国がなぜ大国の優位を受け入れるのかという点を軽視している。先にみたように、服従国は大国による秩序の提供の見返りに、自律性を提供するという取引によって、その支配を正当化している。単に、パワーの優位を獲得するだけでは、覇権を確保することはできないのである。そこで、パワーの分布の変化だけでなく、服従国の側がパワー分布の変化にどのように対応するのかという点を次に見ていく。

（2）服従国による「ヘッジ」戦略

覇権国によるコミットメントの動揺と台頭国の出現に対して、他の服従国はどのような行動を取るのか。まず挙げられるのが、ヘッジ（Hedge）である。ヘッジ戦略は、中国の台頭によって近年、多くの研究が発表されている[11]。こうした研究では、一般的に中国の台頭に対して、関与政策（Engagement）によって対中貿易などの利益の確保と中国の孤立回避を目指す一方、米国との限定的な防衛協力によって中国との関係強化によるリスクへの対応を行うと論じられている[12]。

こうしたヘッジ戦略を階層性秩序の観点から見た場合、覇権国のコミットメント縮小に対して、覇権国の関係を維持しつつも台頭国との関係も強化することで、秩序内での自律性を高める行動といえる。こうした行動は、東南アジアなどの中小国にみられる行動である。覇権国のコミットメント縮小に対して､中小国が覇権国との関係の強化を図った場合、自律性の低下や覇権国の紛争に巻き込まれるリスクと見捨てられるリスク、いわゆる同盟のジレンマといった問題が生じる。加えて、ナショナリズムの高まりといった国内政治への影響も生じる恐れがある[13]。これに対して、ヘッジ戦略は、覇権国と台頭国の間で、中小国の自律性を高めることができるのである。実際、東南アジア諸国は、米国や中国に代表される域外の大国に対して全方位の外交を展開して、大国間の影響力を均衡させることで、東南アジア諸国の自律性を高めようとしている[14]。

（3）覇権国の同盟国とその国家行動

階層的秩序内で、自律性を高めようとする動きをとる中小国に対して、もう一つ着目すべき類型として、日本やオーストラリア、韓国といった米国と同盟関係にある比較的発展

した国家の行動が考えられる。こうした米国のアジアにおける主要同盟国も中国と米国の間でヘッジを行っているとする研究も存在する[15]。しかし、ここで重要なのは、東南アジアのような中小国によるヘッジとの違いである。米国の主要同盟国は、中国に対して関与政策によって関係を強める一方で、米国とも同盟関係を深化させている。たとえば、日本は90年以降、96年の日米安全保障共同宣言と翌年の日米防衛協力のための指針改定（97年ガイドライン）、15年の再度のガイドライン改定と安全保障領域における関係の強化を図っている。

こうした米国との安全保障関係の強化は、日本にとっては米国の動揺したコミットメントの再確認という意味もあるが、米国の側から見れば秩序維持のためのコストの分担という側面もある。また、同盟関係の強化によって、日本が米国に対抗する意図はないことを示すという効果もある[16]。覇権国と主要同盟国との安全保障関係の強化は、覇権国との役割分担を通じて階層的秩序を持続させることにつながる。

こうした覇権国と主要同盟国との関係強化に加えて、主要同盟国間の連携も進んでいる。日豪の間では、2007年に日豪外務・防衛閣僚協議（２＋２）が設置され、2010年には日豪物品役務協定（ACSA）が締結されている。また、日韓の間では、2000年代に入ると北朝鮮の核開発を受けて、日米韓の３カ国の安全保障枠組みが形成されていくようになる。2008年には、日米韓防衛実務者協議が開催され以後、ほぼ毎年開催されている。こうした日米韓の枠組みだけでなく、近年では日韓の間での軍事情報包括保護協定（GISOMIA）の締結など２国間による安全保障の協力も見られるようになった。

こうした覇権国と主要同盟国との関係強化と主要同盟国間の協力は、既存秩序の維持に重要な役割を果たす。一方で、台頭国との関係では、主要同盟国間の認識の差異が協力関係に大きな影響を与える。たとえば、日豪関係において、オーストラリアは中国の台頭に対して安全保障上の懸念を抱きつつも、経済的には重要なパートナーとなっており、日本が過度に中国に対抗姿勢を示すことも懸念している[17]。そのため、主要同盟国間の協調は、台頭国の封じ込めというよりも、既存秩序の維持強化という現状維持のための枠組みといえよう。

4　結論

本稿では、覇権国の衰退によって覇権国が主導する階層的秩序が動揺した時に、秩序内の諸国がどのような対応を取るのか初歩的な考察を試みた。覇権国は、秩序維持の役割と引き換えに、他の国々から覇権国への支持を獲得することができる。しかし、こうした取

引関係は、覇権国の提供する安全保障や経済的利益によってパワーを増大させた台頭国が出現することで動揺しはじめる。ここで重要な点は、合意による階層的秩序の下では、単なるパワーの分布の変化だけでなく秩序と自律性の取引が必要であるということである。そのため覇権国と台頭国以外の国が、秩序が動揺した時にどのような行動を取るのかという点も重要となるのである。

こうした覇権国と台頭国との関係の変化に対して、秩序内の中小国は覇権国と台頭国の双方との関係を維持して、両国の影響力を均衡させることで自国の自律性を高めようと行動すると指摘した。他方、秩序内でも覇権国と同盟関係にあり、秩序内でも発展している主要同盟国は、覇権国との同盟関係の深化を通じて覇権国からのコミットメントを確保する一方で、覇権国の負担する秩序維持のコストを分担しようとする。また、覇権国との関係の深化に加えて、中小国と同様に主要同盟国も台頭国との関係を強化しようとする。主要同盟国は、自律性の向上を追求する中小国よりも既存の秩序の維持への志向が強いといえる。

このように階層的秩序において、覇権国の衰退は台頭国への秩序の移行を必ずしも意味しない。中小国は自らの自律性を高めるために、台頭国に完全には従わない。また、覇権国の主要同盟国は覇権国の関係の強化によって秩序維持のコストを分担することもある。加えて、近年の環太平洋パートナシップ協定（TPP）にみられたように既存の秩序の維持だけでなく、深化を目指す行動を取る可能性もある。覇権国以外の国の行動に着目することで、秩序の動揺とその影響をより多面的にとらえることができるといえよう。

注

（1）Lake, *Hierarchy in International Relations,*（Ithaca: Cornell University Press, 2009）, p. 8.
（2）John G. Ikenberry, *After Victory: Institutions, Strategic Restraint, and the Building of Order after Major Wars,*（Princeton: Princeton University Press, 2001）.アイケンベリーは、大国による制度への自己拘束を戦略的自制（Strategic Restraint）と呼び、大国は、力の優位の濫用を自制することで小国から制度内での優位と将来の服従を得られると論じた。
（3）英国学派のブル（Hedley Bull）によれば、制度とは「共通の目標へ向けて具体化された習慣と実行の集まり」と定義される。ヘドレー・ブル（臼杵英一訳）『国際社会論：アナーキカル・ソサエティ』（岩波書店　2000年）、九三頁。
（4）Ian Clark, *Hegemony in International Society,*（Oxford: Oxford University Press, 2011）.
（5）Ian Clark, “Bringing Hegemony Back In: the United States and Order,” *International Affairs,* Vol. 85, No.1,（January 2009）, pp. 23-36, p. 24.
（6）Everlyn Goh, *The Struggle for Order,*（Oxford: Oxford University Press, 2012）, p. 9.
（7）John G. Ikenberry, “American Hegemony and East Asian Order,” *Australian Journal of International Affairs,* Vol. 58, No. 3,（2004）, pp. 353-367, p. 355.
（8）Everlyn Goh, “Hierarchy and the role the United States in the East Asian security order,”

International Relations of the Asia Pacific, Vol. 8, No. 3, (2008), pp. 353-377, p. 358.

(9) Robert Gilpin, *War and Change in World Politics,* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979).

(10) Jack Levy, "Declining Power and the Preventive Motivation for War." *World Politics,* Vol. 40, No. 1, 1987, pp. 82-107

(11) 代表的な文献として、Kuik Cheng-Chwee, "The Essence of Hedging: Malaysia and Singapore's Response to a Rising China," *Contemporary Southeast Asia,* Vol. 30, No. 2, (2008), pp. 159-185, D. Roy, "Southeast Asia and China: balancing or bandwagoning," Contemporary Southeast Asia, Vol. 27, No. 2, (2005), pp. 305-322 and Yuen Foong Khong, "Coping with Strategic Uncertainty: the Role of Institutions and Soft Balancing in Southeast Asia's Post-Cold War Strategy," in J. J. Suh、Peter J. Katzenstein、Allen Carlson, eds., *Rethinking Security in East Asia: Identity, Power, and Efficiency,* (Stanford University Press, 2004), pp. 172-208.

(12) D. Roy, "Southeast Asia and China: balancing or bandwagoning," p. 306-308.

(13) John David Ciorciari, *The Limits of Alignments: Southeast Asia and the Great Powers since 1975,* (Washington D.C.: Georgetown University Press, 2010), p.17-18.

(14) John David Ciorciari, "The Balance of Great-Power Influence in contemporary Southeast Asia," *International Relations of the Asia Pacific,* Vol. 9, No. 1, (2009), p. 157-196.

(15) Heignbotham and Samuels, "Japan's Dual Hedge," *Foreign Affairs,* Vol. 81, No. 5, (2002), pp. 110-121, James Manicom and Andrew O'Neil, "China's rise and middle power," *International Relations of the Asia Pacific,* Vol. 12, No. 2, (2012), pp. 199-228 and David C. Kang, "Between Balancing and Bandwagoning: South Korea's Response to China," *Journal of East Asian Studies,* Vol. 9, No. 1, (2009), pp. 1-28.

(16) Takafumi Ohtomo, "Bandwagon to Dampen Suspicion: NATO and The U.S.-Japan Alliance after the Cold War," *International Relations of the Asia Pacific,* Vol. 3, (2003), pp. 29-55.

(17) 石原雄介「冷戦後の日豪関係の発展と中国―「チャイナギャップ」と「チャイナ・コンセンサス」の間で」添谷芳秀編『秩序変動と日本外交』(慶應義塾大学出版会2016年)。

＜スタート地点＞の習近平

――県党委員会書記時代の政治認識とリーダーシップ――

１．問題の所在 …… 16

２．『知之深　愛之切』の史料的性格 …… 17

３．河北省正定県時代の理論と実践 …… 18

４．反腐敗の原体験としての「整党」…… 23

５．結語 …… 28

1．問題の所在

本稿の目的は、1982年から85年にかけて、中国共産党河北省正定県党委員会に所属していた時期の習近平について、政治思想史的分析を通じて、当時の習の政治認識とリーダーシップの特徴を明らかにすることにある。これは、筆者が現在取り組んでいる地方指導者時代の習近平に関する初歩的成果であり、同時に、菱田雅晴氏との共著書の中で扱った、最高指導者としての今日の習近平のガバナンス構想と政治思想研究に関する発展的作業の意味合いも持つ(1)。

2012年11月の党総書記就任以来、数多く行った演説や談話の中で、習近平はしばしば、自身の地方指導者時代の経験を引き合いに出して、重要案件に関する党中央の政策意図やガバナンス論のポイントなどを語っている。例えば、言論統制については浙江省党委員会書記時期の実施方針に、食品安全では福建省長時期に行った規制活動の様子に、それぞれ言及している(2)。この背景には、四半世紀以上の長きに及ぶ習の地方指導者としての施政経験がある。1970年代末の大学卒業後、2007年に中央政治局常務委員として最高指導部入りするまで、習は、河北省（在勤３年、年単位表記。以下のカッコ内同じ）を皮切りに、福建省（17年）と浙江省（５年）を経て、上海市（１年）で地方指導者の任を務めた。

このうち、習近平が生涯で初めて党委員会書記のポストに就いたのが、河北省正定県である（表１）。習は清華大学を卒業後、中央弁公庁・中央軍委弁公庁の秘書を務めた後、82年に正定県に赴任し、85年に転出するまで、県党委書記（83年７月以降、82年３月着任時は副書記）として県政を司った。この記念すべき任地に対する習個人の愛着も深い。2016年２月の新華社視察の際には、正定県の現在の様子を、取材から戻ったばかりの記者から聞き取り、また、かつて自身が足を運んだ当地の村について、「村人が撮った家族全員の写真を記者が取り出したとき、習近平総書記はこれを注意深くみながら、当時の末端レベルでの仕事の情景を回想した」という(3)。

正定時代の習近平の政治論や事跡については、習本人と関係者による断片的なエピソードや回想の紹介、交遊録などを除いては、先行研究の蓄積は十分ではない(4)。また、当時の習近平の発言や文章を収録した､最も包括的な基本資料である『知之深　愛之切』（河北人民出版社、2015年12月初版。以下、河北本と呼ぶ）を利用した研究も、管見の限り、いまだ見当たらない。本稿では、この河北本を主な素材として、正定時代の習近平の政治認識とリーダーシップを検討する。その際、部分的には、今日の習近平の政治理念と政治指導のあり方、とくに腐敗摘発を中心とする政権運営との関連性も視野に入れながら、分析を進める。

表１　1970 ～ 80年代の習近平の公式経歴

任期（年齢）	所属、役職（党、政府、人代、軍）
1969 ～ 75年（16 ～ 22歳）	陝西省延川県文安驛公社梁家河大隊、同党支部書記
1975 ～ 79年（22 ～ 26歳）	清華大学化学系
1979 ～ 82年（26 ～ 29歳）	国務院弁公庁・中央軍事委員会弁公庁秘書
1982 ～ 83年（29 ～ 30歳）	河北省正定県党委員会委副書記
1983 ～ 85年（30 ～ 32歳）	河北省正定県党委員会書記 正定県武装部第一政治委員、党委員会第一書記
1985 ～ 88年（32 ～ 35歳）	福建省アモイ市党委員会常務委員、副市長
1988 ～ 90年（35 ～ 37歳）	福建省寧徳地区党委員会書記 寧徳軍分区党委員会第一書記

出所：新華社ホームページ。

２．『知之深　愛之切』の史料的性格

本論に入る前に、河北本の利用上の留意点について、ひと言触れておきたい。本書には、習近平が、河北省正定県党委員会に勤務していた時期（1982年３月～ 85年５月）の演説や文章、書簡が収められている。今日、地方指導者時代の習近平の言説に関する資料集として、中国国内外で流通している『擺脱貧困』『之江新語』『干在実処　走在前列』が、福建・浙江両省の離任後まもなく初版が刊行され、総書記就任後に再版されているのに対し[(5)]、河北本は、正定時代の文書を整理して、新たに出版したものである。一部文章の標題は、編者が後から付けたもので、原文の切り貼りも含め、収録文には修正の手が相当入っていると思われる。

あとがきで述べられているとおり、編集方針としては、2013年６月から14年10月まで実施された大衆路線教育実践活動、すなわち、反腐敗と綱紀粛正（共産党の用語で整風）のキャンペーンを強く意識した様子が窺える[(6)]。整風あるいはそれに連動して実施される党員資格の再点検や党組織の整理（両者を総合して整党と呼ぶ）を扱った文章が比較的多く収められている。

その代わり河北本には、文化大革命の政治責任や個人崇拝の問題に関連した、習近平による毛沢東評価が見当たらない。本文以下でみるとおり、習が正定時代に間違いなく読んでいた「建国以来の党の若干の歴史的問題に関する決議」（以下、歴史決議）への言及もない。同じく、「党と国家の指導制度の改革」と題する有名な論文をはじめ、1980年代初

頭に鄧小平がしばしば行った政治改革の問題提起に対する習近平の見解も、ほぼ皆無である[7]。毛沢東評価と政治改革という今日でも政治的に敏感なテーマについて、正定時代の習近平の見解は不明である。言い換えれば、河北本は、県党委書記時代の習近平の文章を用いながらも、その実体は、現在の中国の政治状況に配慮して編纂された＜総書記・習近平の書物＞であり、読み手はこの点に十分に注意しなければならない。

3．河北省正定県時代の理論と実践

（1） 地元経済の発展と競争意識、社会主義イデオロギーの擁護

河北本全体を通じて読み取れるのは、①改革開放を本格化させようとする党中央の忠実な現場指揮者、及び、②党大会文献などに示される中央の政治理論とイデオロギーの良き生徒になろうとする習近平の積極的な意志である。

①について、この時期はちょうど、1970年代末に開始された経済改革が拡大深化していく時期にあたる。82年９月の12回党大会では、小康社会の実現（2000年までに全国の年間工農業生産額を80年比で４倍増）が、84年10月の12期３中全会では、農業･農村から都市･工業へと改革の重点を移すことがそれぞれ提起され、習近平も県党委の会議などで、中央が採択した決議文書の目標と要点にたびたび言及している。なおこの時期はまだ、改革開放の呼称は一般に通用しておらず､「対外開放･国内経済活性化〔対外開放､対内搞活経済〕」と呼ばれていた[8]。習もこれに倣って、「対外開放・国内経済活性化」や「緩和政策・経済活性〔放寛政策、搞活経済〕」などの用語を使っている[9]。

習近平は、正定県の発展に向けて先富論を擁護する一方、国内他地域との発展レースに後れをとらぬように、「市場競争の思想的準備をなぜ持たないのか」と幹部たちを叱咤し、「時代によって淘汰されない」との「競争意識の強化」を求めた[10]。

習はまた、「人材がいなければ、我々の現代化目標も水泡に帰す」として[11]、近代化推進に相応しい人材募集と能力開発、及び、世代交代と専門性に力点を置いた幹部集団の刷新の必要性をなんども指摘している[12]。人材重視と近代化の観点から、日本を高く評価している点も興味深い。いわく「日本は優れた見通しと高い見識を備え、全国的な知力の投資に持てる力のすべてを傾け、資源の不足にもかかわらず、奇跡的に台頭し、経済強国となった」[13]。ここで挙げられている「強国」は､日本のほかには米国と英国だけである。

こうした認識に基づき習近平は、「新たな時期における人材登用の観点をうち立て、賢能な人材を広く募集するための九カ条の措置」と題する政策文書をみずから起草し、これは地元の新聞紙上でも公表された。その他、全国の著名な研究者や研究機関に対し、近代

化人材を求める招請状の送付や個別訪問などを実施した。この結果、85年４月までに、県全体で約680名の外部人材が招聘され、50名余りの専門家が県の経済顧問に就任した[14]。

こうした取り組みについて、習近平の記憶は今なお鮮明である。2016年４月のインターネット安全・情報化工作座談会の席上、習は、各級の党委員会と政府が、ネット関連事業の専門人材を尊重し、その能力発揮を促すよう指示した際、「私はかつて正定県で働いていたとき、全国の一流の専門家、学者の知恵を借りるため」、彼らに「県の顧問に就任してくれるようわざわざ招聘した」とのエピソードを紹介している[15]。

次に、②の思想イデオロギーの分野では、現在の政権運営と同じく、社会主義イデオロギーの希薄化を強く戒めている。習近平は、改革を通じた物質生活の発展に比べて、「精神文明建設」を「二義的な任務とみる誤った考え」を批判し、「物質文明建設と精神文明建設は、社会主義建設の不可分の部分であり、どちらも一義的な任務」であること、両者は「互いが条件にして目的」でもあり、「一方を重視して片方を軽視してはならない」と述べ、党政の各部門が社会主義の理念と思想を基礎に据えて、各々の業務に励むよう指示した[16]。なお、県党委書記に昇任する以前の副書記時期、習は、農村経済振興や文教衛生、人口抑制の一般的政策のほか、幹部の名誉回復、党建設、精神文明建設などを担当した[17]。

物質文明と精神文明の両方を重視すべきとの見解は、直接的にはおそらく、12回党大会の胡耀邦の政治報告（以下、胡耀邦報告）の一節を受けたものである。「高度な社会主義精神文明を努力して作り上げよう」と名づけられた同報告第３節では、物質利益の偏向批判や社会主義初級段階における物質と精神の相互促進が説かれるとともに、物質と精神の「二種類の文明の建設は、互いに条件にして目的でもある」との記述がある。同報告を下敷きに制定された党規約と82年憲法でも、「経済建設を活動の重点とすると同時に、社会主義精神文明の建設も十分に重んじる」云々が謳われた[18]。正定時代、とくに82年から83年にかけて習近平は、「現在、共産主義思想教育を強める上で最も重要なことは、12回党大会文書を適切に把握するための学習である」との認識のもと、胡耀邦報告や同大会で採択された党規約の学習、遵守を繰り返し求めている[19]。

以上の点に示唆されるとおり、正定時代の習近平の政治論は、おおむね、胡耀邦報告の理論的枠内にある。これを約言すれば、11期３中全会を経て党と政府の新たな重点に指定された経済建設を推進すると同時に、「四つの基本原則」（社会主義の道、人民民主独裁、中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）を堅持すること、具体的には、文革理念を信奉して階級闘争の継続拡大を狙う＜左＞と、「ブルジョワ自由化」を鼓吹して党の指導を否定する＜右＞の、「左と右の誤った傾向」の両方に反対することであった[20]。

（2） 歴史決議と「党内の政治生活に関する若干の準則」の重み

習近平が正定県で過ごした1980年代前半は、人々の記憶はもちろん、実際政治の面でも文革の影響が依然強く残っていた。文革とそれを発動した毛沢東に対し、習が心の奥底にどのような思いを秘めているのかは分からない。だが少なくとも、河北本で示された文革批判のトーンは相当厳しい。その主な論点は、①思想・政治路線における左傾の誤り、②民主集中制を柱とする組織紀律の破壊、③政治社会における不正の助長、大衆からの遊離、④社会的紐帯の断絶、⑤若年層の教育の立ち遅れ、近代化に必要な知識と教養の不足、などである。このうち、②について習は、基層党組織の立て直しのため、文革の反省を踏まえ、個人崇拝や党内分派の禁止を主眼とする組織生活と指導方法の改善、党内民主主義の発揚などを定めた、「党内の政治生活に関する若干の準則」（以下、政治準則）を遵守するよう強調している[21]。

またこれに関連して、正定時代の習近平の政治主張が、胡耀邦報告を基調としていることは既述のとおりだが、ほかにもいくつかのテキストがその理論的骨格を形作っている。１つは政治準則で、いま１つは前出の歴史決議である。胡耀邦報告と政治準則は、河北本の中に習近平自身の言及がある。歴史決議の名前は書中にはみえないが、胡耀邦報告において、党建設に関する４つの学習文献（胡耀邦報告、12大党規約、政治準則、歴史決議）の１つに指定されている[22]。当時の習近平がこれらの文章を読み、それなりに真剣に学んだであろうことは、ほぼ確実である。

実際、正定に勤務した80年代初頭から今日まで、数えきれないほど多く出された政治通達の中でも、歴史決議と政治準則は、習近平の政治認識の中できわめて大きな位置を占めている。前者について、党のトップに就任した習近平は、歴史決議で示された文革と毛沢東に関する公式評価を見直す意思のないこと、毛沢東時代と鄧小平時代の歴史的連続性を重視して、改革開放の前後で歴史を分断することの誤りを強調した[23]。その際習は、幹部たちに向かって、「改革開放の前と後の、社会主義の実践摸索の関係を正確に処理することは、単なる歴史の問題ではなく、より重要なことは政治問題だということだ。皆さんには、『建国以来の党の若干の歴史的問題に関する決議』を探し出してきて、もう一度確認してみるように提案したい」と発言した[24]。

後者に関して、2013年１月の第18期中央紀律検査委員会の全体会議の席上、綱紀粛正を呼びかけた習近平は、党員集団に根強い特権意識を批判し、共産党が長期にわたってその是正に取り組んできた証拠として、「1980年に党が制定した『党内の政治生活に関する若干の準則』の第11条は、特権を振るってはならないことを規定している」ことを指摘した[25]。そして、同条文の一節をわざわざ読み上げた上で、特権禁止が「これほど深くいわれているではないか！皆さんには、この文献を探し出してきて、もう一度復習するよう提案した

い」とさえ述べている。

（3）情報・現場主義と長期戦略の重視

経済改革の推進と体制イデオロギーの堅持、文革批判の論拠とその政治的総括、個人崇拝の反省に基づく組織再建など、これまでにみてきた習近平の見解は、習が正定で暮らした1980年代前半の政治言説空間では、正統かつ一般的なものである。12回党大会の政治報告と党規約、政治準則、歴史決議などを踏襲し、理論的独自性は総じて希薄である。もっとも、30代初めの若き県党委リーダーの主張に、そうした卓越性や独自性が発見できないとしても、それはむしろ自然なことであろう。

これに対して、習近平個人の政治志向がより直截に反映されているのは、おそらくは理論よりも実践、とくにリーダーシップ･スタイルである。正定時代の政治指導については、他地域との発展競争に打ち勝つべく、習が、経済政策における経営マインドと情報活動の重要性、今日の一般的な用語でいうところの、マーケティングの意義を繰り返し説いていることが注目される。

> 情報は商品生産の耳目である。情報活動を重視しなければ、非常に危険だ。情報活動を強化するため、専門の機関を作り人員を組織しなければならない。……全県は上下一体、できる限り速やかに、耳も目も鋭く聡明な情報網を作り上げるべきだ。情報チャンネルを適切に整備すれば、社会調査を通じて市場の予測予報が可能となる。……情報分析の研究会を定期的に開き、情報を十分に利用して商品生産を導く必要がある[(26)]。
>
> 情報は商品生産の耳目であり、神経系統である。現代の世界を「情報世界」と呼ぶ者もおり、情報の獲得を経済活性化の不可欠の手段とみなしている。……情報の入手・分析・利用を習得し、情報をできる限り速やかに富に転化し、生産力に転化しなければならない[(27)]。

市場調査と経済情報の収集分析の重要性は、加工されていないナマの情報獲得を主眼とする現場主義の態度につながる。習近平は、県の党政機関の幹部らに毎年の業務時間の３分の１を、末端の現場視察・調査に充てることを義務づけたり、「経済政策決定の拠りどころ」とするため、「県情調査、郷情調査、村情調査」の「内向き調査」と「原材料生産、流通ルート、小売市場などの外向き調査」を結びつけて実施するよう指示した[(28)]。

習近平がその後の政治生涯を通じて、現場主義を自身のモットーとしている――部分的には、農村での現場調査を重視した毛沢東の政治スタイルに啓発されたものであろう――ことは、2015年１月に中央党校で開かれた県党委書記研修セミナーでの発言にも表れている。全国から集まった県クラスの書記たちを前に、習は、「県党委書記を務めるには〔県内の〕すべての村を、市党委書記を務めるには〔市内の〕すべての郷と鎮を、省党委書記

は〔省内の〕すべての県、市、区を見てまわらなければならない」と述べた[29]。これに続けてさらに、「正定時代、私は常に自転車で農村に出向き」、現場視察を頻繁に行った結果、「状況を的確に把握し、末端の幹部や住民との距離を縮め、親愛の情も増した。状況が明らかになれば、現実から出発して事業と活動を計画」し、「思いついたアイデア、施策、方案を実際の状況に適合させられる」と、その効果を解説した。このように、新たな赴任先での精力的な現場視察は、正定県だけでなく、福建、浙江、上海の各任地でも、変わらずに続けられたとされる[30]。

私は実際に、これ〔任地内のすべての下級行政単位への現場視察のこと〕を行ったのだ。正定県で党委書記を担当した際、すべての村を歩いてまわり、ときには自転車で農村に出かけた。市党委書記、地区党委書記であった期間〔福建時代を指す〕には、福州と寧徳の郷鎮を巡回した。当時、寧徳には交通路の整っていない郷鎮が４つあり、うち３つには行くことができたが、のちに転任することになり、残りの１つには、遂に行けないまま終わった[31]。

習近平が現場主義を実践した理由は、先の中央党校セミナーの発言にも示唆されるとおり、当地の発展の長期的展望のため、より正確な状況把握を必要としたからである。この点、習は、「戦略観点」「戦略思想」など、戦略の言葉を多用して、政策立案における長期計画の必要性も強調している[32]。1983年12月には、①基層の各生産主体が、フィージビリティ調査を基礎として「全体計画」を作ること、②計画の策定にあたっては、「５年以内、10年以内、20世紀末までに、何を発展させ、重点をどこに置くのか、発展の速度はどのくらいか、どのように手配するかなどをみな考慮に入れるべき」ことを指示した[33]。84年２月の県党委会議でも、「指導幹部は、戦術的施策のみならず、戦略的思惟も持つべきであり、各々の職場の戦略家になるべきだ。事業活動の手配では、単年度の全体計画だけでなく、５年先、10年先の長期計画も必要」との認識を示した[34]。

習自身の言葉によれば、長期戦略と現場主義の結合を重んじる姿勢は、福建時代を経て、のちに浙江省党委書記に就任した時に大きく開花することとなる。浙江時代の2003年７月、習は、「八八戦略」と称する、経済、社会、文化、環境など多方面に及ぶ総合的な発展計画を発表し、これに基づいて省政を取り仕切った[35]。

浙江省で省党委書記に就任すると、私はすべての県、市、区を視察し、その後、浙江の発展のために「八八戦略」、すなわち、８つの方面の優勢を発揮し、８つの方面の措置を講じる〔という計画〕を提出した。何を言いたいのか？つまりは、自分で状況を明らかにして完璧に理解し、直接に入手したナマの資料を確保しなければならないということだ。他人がかじったマントウを食べてはならない。小さな子供でもあるまいし、どうして他人に食べさせてもらうのか？[36]。

以上を総合すれば、情報・現場主義と長期戦略、長期計画重視の姿勢は、習近平の政治指導の１つの特徴――それが習だけに独自のものとはいえないにせよ――であり、その原点は正定時代に遡ることができる。なお、習近平のイニシアチブのもと、経済改革に邁進する正定県の様子を伝えた1985年発行の雑誌記事の中でも、＜情報・現場・戦略＞の視点がクローズアップされている[37]。習のこうした指導のあり方は、当時から一部の関心を集めていたのである。

周知のように、2013年11月の18期３中全会では、2020年までに実現すべき改革のマスタープラン（「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」）が提出され、今日ではこれに従って改革が進められている。一般に、中国の政治エリートは、計画経済時代から受け継がれる「五カ年計画」的思考に慣れている。とはいえ、上記の「全面的深化の決定」で示された改革措置の包括性と具体性は、やはり注目に値するし、そうした特長が、習近平の政治思考の好みやクセを反映していることも疑いないであろう。

４．反腐敗の原体験としての「整党」

（１） 整党の背景と展開

正定時代、習近平は、しばしば次のような言い回しで、共産党内にはびこる種々の不正を訴えた。

十年の内乱の害毒は、今に至るまで完全には一掃されておらず、さらに新たな状況のもと、搾取階級思想のさまざまな腐食作用も強まっているため、現在わが党には、思想の不純、作風の不純、組織の不純の問題が確かに存在し、党風は根本的には好転していない[38]。

十年の内乱の害毒は、まだ一掃されていない。対外開放と国内経済活性化の政策はまったく正しいが、そうした新たな歴史的条件のもとで、資本主義の堕落思想、封建主義の残滓の思想による影響と侵食が強まり、……諸々の原因のため、現在党内には、思想上、作風上、組織上、重大な不純の問題が依然存在する[39]。

文革期に形作られた多くの不良な現象が、改革開放をきっかけとした資本主義的要素の流入によって助長され、政治の腐敗と堕落をもたらすというこの論法は、同じく「思想の不純、作風の不純、組織の不純」を糾弾した胡耀邦報告に倣ったもので、前段の引用は中国語原文も同一である[40]。そうした状況判断に基づき、12回党大会では、「党の気風の根本的な好転」を図るべく、「党の作風と組織の全面的な整頓」、いわゆる整党を、1983年後半から３年の時間をかけて実施することを決定した[41]。

83年整党をめぐる政治過程の詳細やその評価については、先行研究に委ねたい[42]。本論の趣旨に即して、その要点と時系列的展開を確認すれば、胡耀邦報告を受けて1983年10月の12期２中全会は、「整党に関する中共中央の決定」（以下、整党決定）を決議し、指導機関である中共中央整党工作指導委員会（胡耀邦主任、薄一波筆頭副主任）のもと、党組織のレベルごとに中央から末端へと整党を進めることを決定した。整党の目的は、上述した３つの不純を克服すべく、「思想統一、作風整頓、紀律強化、組織純化」を実現することであり、教育と党員資格の再審査を経て、党員として不適格と判断された者には、党籍剥奪、ポスト更迭、刑事罰などの処分が下された。83年末から84年の第１期整党では、中央と省レベル、軍の上級機関の党組織が、84年末以降の第２期では、地区と県レベル、軍の中下級組織がそれぞれ対象となり、区と郷鎮、村レベルが完了する87年春まで活動は続けられた。党中央による整党の正式発動とスケジュール提示に基づき、正定県では、84年末から県の党委・政府の直属機関で整党が始まり、85年の後半以降は、県内の郷鎮級に対象が移行した。

このように83年整党は、党・国家・軍の各機関を巻き込み、全国約四千万人の党員を対象とした大規模な政治キャンペーンであった。事実、整党決定では、この活動を延安整風運動に匹敵するものと位置づけていた。いわく、「延安整風が、全党の思想面での高度な一致を達成し、抗日戦争と解放戦争の勝利を保証し、中華人民共和国を樹立したとすれば、今回の整党によって、わが党は必ずや全国各族人民をより良く指導させ、社会主義的現代化の偉大な勝利を勝ち取ることができるであろう」と[43]。

（２） 転換期における党の再生

河北本に収録された文章をみる限り、習近平は、83年整党の前後を通じて終始、党中央の問題意識を共有し、その指示を忠実に履行するよう努めた。下部機関に対し、前出の整党決定や85年４月に出された「第２期整党活動の基本的要求に関する中共中央整党工作指導委員会の通知」（以下、第２期通知）などの要点を説明したり、そこに登場するフレーズを自身の演説などで引用しつつ、党中央との政治的同調を繰り返し呼びかけた。85年５月の郷鎮級党組織の整党動員大会では、第２期通知で示された「基本的要求は、わが県の状況と完全に一致している」と述べている[44]。

思想・作風・組織の３つの不純への認識も、党中央と変わらない。習近平の目に映った不正の主な状況は、①思想（共産主義信念の動揺と現体制への懐疑、文革理念とブルジョワ自由主義の左右の誤った傾向、改革開放への政策的無理解、倫理道徳・人心の荒廃）、②作風（上級への面従腹背、官僚主義、形式主義、職権乱用と縁故に基づく私益追求、公共財物の窃取、贈収賄、公金の不正使用と奢侈浪費）、③組織（「三種類の人」の潜伏、派

閥主義、分散主義、紀律弛緩、組織活動と党務の停滞）等々である。文革期に登用された「三種類の人」、すなわち「林彪、江青の反革命集団に追随した造反派、派閥意識の根深い者、暴力分子」については、組織純化の重点対象であり、習もその一掃をたびたび指示している[45]。

だが、こうした政治的一致を確認する以上に、習近平のその後の政治家人生にとってより重要なことは、以下にみるように、このときの整党の経験を通じて、習が、①転換期の混乱から立ち直り、「衰退した支配党の権威、凝集力、統治機能を復元する」ための基本的方法[46]、及び、②改革開放時代における中国共産党人にとっての、あるべき問題意識と政治認識の型、をそれぞれ学んだことである。以下ではそれらを順にみていく。

⑷ 旧き良き伝統の復活

83年整党の大きな特徴は、その活動形態にあった。整党決定では、文献学習→批判と自己批判による対照検査→党員の再登録と組織的処理、の段取りを経ることが規定された。とくに、「文献を学習して認識を高めることは党内矛盾の解決に必要な条件を作り出し、批判と自己批判を正しく進めることは党内矛盾を解決する効果的な方法である。批判と自己批判を真剣にやらなければ、整党のすべての目的は達成されない」との認識のもと、文献学習と対照検査の過程が重視された[47]。同時に、批判と自己批判に際しては、「党と毛沢東同志がこれまで強調してきた原則、すなわち、団結の願いから出発して善意をもち、『前の誤りを後の戒めとし、病を治して人を救う』を厳格に遵守すべき」とし、延安整風以来の優れた伝統をふたたび発揚すべきことが強調された。

批判と自己批判について、習近平は、整党決定が公表される２カ月前の基層組織工作会議で、「間もなく開始される全面整党の指導思想と方針は、延安整風の精神を堅持し、『前の誤りを後の戒めとし、病を治して人を救う』こと」と説明し、党員幹部が出席して批判と自己批判を繰り広げる「生活会」の定期開催、これを通じた組織内部の団結維持と業務態度の改善などを要求した[48]。83年12月に、習自身が起草して県党委の正式文書として発出された「指導部の作風改善に関するいくつかの規定」でも、批判と自己批判を行うため、四半期ごとの県党委常務委員の生活会開催が義務化された[49]。

もともと、毛沢東主義の性格が色濃いこれらの組織生活の慣行を、維持すべき基本原則として80年代に正式に復活させたのは、既出の政治準則と12大党規約であった。生活会での批判―自己批判というこの伝統的手法は、整党の実践を経る中で、文革終結から改革開放へと向かう混乱と動揺に直面していた党の有力な再建策として、当時の習近平の意識の中で定着していったと思われる。

それから30年余りが過ぎた今日、反腐敗キャンペーンにおいて、習が、「延安整風の精

神で批判と自己批判を進める」、各級党組織は「民主生活会」を適切に開催し、批判―自己批判の対照点検を着実に行うべきというとき[50]、あるいは、激務の合間をぬって旧任地の正定県に赴き当地の様子を視察したり、河南省の某県党委員会の生活会に参加して、そこでの批判と自己批判の活動を監督したとき[51]、習の脳裏に83年整党の記憶が蘇ったであろうことは、必ずしも憶測ではない。

⑹ 新たな時代の階級闘争と政治認識の範型

次に、改革開放期における習近平の問題意識の核と政治認識の型について。1984年末以降の第２期整党では、都市と工業分野での経済改革をきっかけに、一段と深刻さを増した経済犯罪の取り締まりが主要な課題となった。第２期通知は、第１期と同じく文献学習と批判―自己批判を引き続き指示する一方、各種経済犯罪（幹部本人と親族による違法なビジネス、奨励金や手当の乱発、公費乱用の接待、贈収賄など）を中心とする「新たな不正の風潮」を抑制すべきことを強調した[52]。

党中央では、すでに1982年初め頃から、党風改善と密接に関係する経済犯罪摘発の必要性が叫ばれていたが、その成果は十分ではなかった。12回党大会でも、胡耀邦は政治報告の中で、①「経済分野の重大な犯罪活動を取り締まる闘争」を「対外開放・国内経済活性化という新たな歴史的条件のもとでの階級闘争の重要な表現」と見定め、全力で対応すべきこと、②改革開放の進展とともに、党政の各機関が思想と行動の両面で、「二本の手」、すなわち「一方の手は対外開放と国内経済活性化の政策を堅持すること、もう一方の手は、経済と政治・文化の各分野で、社会主義を損なう重大な犯罪活動を断固取り締まる」ことを求めた[53]。これを受けて習近平も、第１期整党の開始以前から、「経済分野の重大な犯罪活動を取り締まる闘争」を「党風改善と整党の重要な一歩」と位置づけ、その重要性をいくども指摘した[54]。さらに、正定県内での第２期活動の重点として、「新たな不正の風潮を断固として抑制し正す」ことを厳命した[55]。

ところで既述のように、83年整党では文献学習が重視され、「整党学習文献」と呼ばれる複数の教材が指定された[56]。このうち河北本の中で習近平が実際に言及し、おそらくは最も力を入れて学んだのは、やはり『鄧小平文選（1975 ～ 1982年）』（1983年７月初版刊行。以下、文選）である。習は、基層幹部集団の「政治路線の問題」を解決するには、「まずは『鄧小平文選』を真剣に学ぶこと、これは全面整党の思想的準備である」とし、「しっかりと通読した後、当該組織の実際状況と結びつけ、党員、幹部を動員して真面目に学習」すべき、と述べている[57]。また、一部の青年たちにみられる「盲目的な外国崇拝」に反対し、その対応策としても、文選の系統的学習を呼びかけた[58]。

以上の点を念頭に置きながら、整党の過程で習近平が熟読した可能性の高い主なテキス

トを時系列的に遡っていくと、結局のところ、前述した胡耀邦報告のベースとなった見解は、文選の中に見出すことができる。例えば、文選に所収されたすべての文章のうち、習近平の正定県在勤当時の発表日付を持つものはわずか５篇であり、うち胡耀邦報告と内容が重なるのは、本文以下に引用する３篇である。鄧小平はそのいずれにおいても、「社会主義の道を堅持し、力を集中して現代化建設を進めていく上での最も重要な保証」として、経済犯罪の摘発を挙げ、これを長期にわたって継続的に取り組むべき重要課題と位置づけた[59]。またその際、「二本の手」の比喩を用いて、取り組み強化の必要性を訴えている。

これ〔経済犯罪の取り締まり〕が、長期にわたる経常的な闘争であることは言わねばならない。少なくとも四つの現代化が達成されるその日まで、と私は思う。今世紀末までなら18年間、毎日闘争だ。……経済犯罪活動取り締まりの闘争は、社会主義の道の堅持と四つの現代化の実現の保証である。これは経常的闘争、経常的工作である。……この闘争をやらねば、四つの現代化建設も、対外開放・国内経済活性化の政策も失敗する。それゆえ、二本の手が必要だ。一手は、対外開放・国内経済活性化の政策を堅持する。もう一手は、経済犯罪活動を断固摘発する。経済犯罪活動の取り締まりの一手がなければ、対外開放政策だけでなく、国内経済活性化の政策も必ず失敗する。その一手があれば、対外開放・国内経済活性化も正しい方向に沿って歩んでいける[60]。

なぜ経済犯罪活動の取り締まりを提起しなければならないのか？社会主義現代化建設を進めるには、対外開放・国内経済活性化の政策を実行しなければならないからだ。……対外開放・国内経済活性化というこの一手を堅持すべきだ。だがこの政策が、執行貫徹の過程で、四つの現代化建設に真に有利となり、社会主義の方向から逸脱しないように保証するには、同時に、経済犯罪活動の取り締まりという別の一手が必要だ。これがなければ、制約がなくなってしまう[61]。

鄧小平のこの言葉は、習近平の政治観の形成と発展にとって、２つの点で大きな作用を及ぼしたと考えられる。

第一に、経済犯罪の蔓延に対する鄧小平のたび重なる警告と、それに呼応した胡耀邦報告の問題提起は、経済犯罪の抑制、すなわち今日の言葉でいえば、反腐敗の活動を、近代化と党の指導を両立させるための結節点として明確に位置づけ、その長期的実践――四つの現代化が完成するその日まで！――を指摘した。鄧や胡の言葉を通じて、習近平は、＜改革開放の新たな時代における階級闘争＞としての汚職撲滅と綱紀粛正の重大性、及び、改革開放の発展と歩調を合わせて反腐敗を実行し続けることの必要性、を深く心に刻んだ。

またこれに関連して、2015年11月の胡耀邦生誕百周年の記念座談会において、習近平は、総書記時代の胡耀邦が、「党の作風を整頓」し、「不正な風潮と腐敗現象との闘争を迷いなく進めた」ことを褒め称えた[62]。さらに「今そこにある不正な風潮と断固闘い、気風を転換するための要訣は、捉えて放さず、粘り強くトコトンまでやり抜くことだと、胡は提起した」とし、今日なお「党風と社会の気風の根本的転換」に向けて注力すべきことを強

調した。これらの発言の中に、83年整党当時の習近平を取りまく特定の政治的・歴史的・イデオロギー的コンテクストが含意されていることは一見して明らかである。

第二に、先の引用文にみられるとおり、この当時鄧小平は、「二本の手」や「両手」の言い回しを多用して、左右のイデオロギー的偏向に屈しない中間的な政治的立場の堅持を力説していた。例えば、整党の正式開始を告げた12期２中全会では、「経済面では両手政策を採用する。開放すべきだが、盲目的で無計画、選別なしに導入してはならず、ましてや資本主義の侵食的影響は、厳しく防止し闘争」すべき、と発言した[(63)]。

矛盾対立しつつも相互に依存し合う２つの事柄について、片方のみを重視する一面性を排し、バランスと全体性に配慮しつつ、両者を弁証法的に認識し統一的に実践する――こうした鄧小平の考えは、「両方の手でしっかりと掴み、どちらにも力を入れる〔両手抓、両手都要硬〕」（以下、両手論と呼ぶ）とのフレーズで人口に膾炙している。そして、今日の習近平もこの発想が顕著である。総書記就任後の習の発言や政策には、政治的な平衡感覚の重視、一種の政策的バランス思考（権力政治における政治力学のバランスとは異なる）が認められる[(64)]。一部の中国人研究者の表現を借りれば、これは両手論と同様の見地に立つ「二点論〔両点論〕」と呼ばれる考えであり、すでに浙江省時代の言動の中にも、二点論の思考が明確にみてとれる[(65)]。最近の習近平の発言のうち、この考えが最も強く表れているのは、2016年１月に開かれた、閣僚級の高級幹部を対象とする学習セミナーでの講話である。ここで習は、鄧小平の「『両手抓』の戦略方針」や二点論の名称に直接言及している[(66)]。

しかし上述のとおり、習近平が、両手論・二点論的な政治認識の枠組みを、初歩的だが自覚的に学んだのは、83年整党の文献学習を通じてであった。これを別の角度から確認する１つの手がかりは、胡耀邦の場合と同じく、毛沢東や鄧小平を顕彰する中で、習近平が先人の功績として何に言及し、その教えとして何を銘記すべきかを語ったかである。この点、毛沢東生誕百二十周年の記念式典の演説で、習は、毛の政治思想の優れた成果として、「マルクス・レーニン主義の基本原理と中国の実際」の結合、つまり「マルクス主義の中国化」を挙げたが、両手論や二点論をはじめ、その基礎となる矛盾論的発想の言葉には言及しなかった[(67)]。これに対して鄧小平生誕百十周年の挨拶では、「改革開放の新たな時期」に、「鄧小平同志は『両手抓、両手都要硬』を繰り返し強調した」ことを称賛した[(68)]。

５．結語

1982年の12回党大会を契機とする改革開放政策の本格化と軌を一にして、習近平は、河

北省正定県党委員会書記（当初は副書記）として、党官僚兼政治家の道を本格的に歩み始めた。県党委書記時代の習近平の政治論について、筆者は本稿において次のことを明らかにした。

第一に、当時の習近平は、経済発展のための近代化政策の推進と、党の指導の堅持を主張する一方、文革理念と西側自由民主主義の左右のイデオロギー的偏向を批判した。別の表現を用いれば、現在の習近平政治の特徴である「政左経右」（イデオロギーは保守、経済改革は擁護）のスタンスがみてとれる。またこれらの見解は、12回党大会における胡耀邦の政治報告と党規約、歴史決議、政治準則などのエッセンスを基礎とし、習近平個人としての理論的独自性は総じて希薄である。

第二に、実践面では、県政の責任者として習近平は、情報・現場主義と長期戦略、長期計画の結合を重視した。こうしたリーダーシップ･スタイルについては､最高指導者となった今日でも、習はみずからの体験を踏まえつつ、県党委書記のあるべき理想像、県級ガバナンス向上の要諦として繰り返し語っている。習近平は、福建省や浙江省などその後の各任地でも、こうした政治指導を続けたことが確認できる。

第三に、2012年の総書記就任以降の習近平の反腐敗工作は、遡ること約30年前の1983年に発動された「整党」を、１つの原体験としている。文革終結から改革開放へと向かう転換期にあって、混乱と動揺いちじるしい党組織を再建し、執政党としての権威と凝集力、統治能力を回復するため、党中央は整党を実行した。その際採用された方法は、生活会での批判―自己批判という組織伝統の再活用であった。さらに経済犯罪を、改革開放の新たな時代における階級闘争、近代化推進と党の指導堅持の一大環節と位置づけ、反腐敗の長期的取り組みを指示した。これらの要点は、整党の実践を通じて習近平の脳裏に強く印象づけられた。

第四に、83年整党は、反腐敗の重要性という問題意識とともに、習近平個人にとっては、政治認識の範型を学んだ場でもあった。整党の文献学習などを通じて、鄧小平の「二本の手」「両手」論的思考を自覚的に学習したことは、のちに習が「二点論」的発想を重視する思想的土台を作り上げたと思われる。

確かに今日、最高指導者となった習近平自身の回想や識者の手になる論著の中に、1980年代初めの整党と現在の反腐敗の関連性を指摘する記述は――むしろ不自然なほどに――ほとんど見当たらない[(69)]。考えられる理由の１つは、本文中にも記したとおり、整党の指導機関である中共中央整党工作指導委員会の２人のリーダー（胡耀邦主任、薄一波筆頭副主任）をめぐる政治的評価の問題である。改めていうまでもなく、多くの中国人にとって、前者の名前は天安門事件と民主化を、後者のそれは習の政敵にして、皮肉にも汚職で失脚した息子の薄熙来を、必然的に想起させるであろう。だが、政治家としての清廉さと

汚職撲滅への熱意に限っていえば、習近平にとっても、胡耀邦の存在感は非常に大きい。

2016年10月末、中国共産党は18期６中全会を開催した。会議の主要議題の１つは、「新たな情勢下における党内の政治生活に関する若干の準則」の制定であった。新準則の内容については稿を改めて論じたい。ただし、旧準則に対する習近平の思い入れの強さを考慮すれば、その現代版である新準則に賭ける習の意気込みもおのずと知れよう。第１期習近平政権の最大の政治成果は、やはり反腐敗活動であり、新準則は１期目の政治的総括として位置づけられる。しかし、本論が明らかにしたように、それは1980年代初めに本格的な政治キャリアを歩み始めた習近平にとっては、みずからの歴史感覚において、政治家としての一種の＜原点回帰＞をも意味しているのである。

（2016年12月１日記）

注

（１）菱田雅晴･鈴木隆『超大国･中国のゆくえ３　共産党とガバンス』東京大学出版会、2016年。なお本稿の一部は、拙稿「＜はじまり＞の反腐敗――県党委書記時代の習近平」『東亜』2016年11月号、30 ～ 39頁、に基づく。
（２）菱田・鈴木、前掲書、140頁。中共中央文献研究室編『習近平関於全面建成小康社会論述摘編』中央文献出版社、2016年、124 ～ 125頁。
（３）中共中央宣伝部新聞局編『習近平総書記党的新聞世論工作座談会重要講話精神学習補助材料』学習出版社、2016年、14頁。
（４）柴田哲雄『習近平の政治思想形成』彩流社、2016年。柴田氏の著作は、地方指導者時代の習近平に関する邦語での先駆的な研究書であるが、主な対象は福建時期である。その他、李春雷『朋友――習近平与賈大山交往紀事』中国言実出版社、2014年。「同呼吸才能心相印――習近平在正定工作期間堅持群衆路線紀実」『河北日報』2013年８月27日（http://hbrb.hebnews.cn/2013/0827/c_1.htm）、2016年11月25日確認。「習近平同志在正定」『河北日報』2014年１月２日（http://hbrb.hebnews.cn/html/2014-01/02/node_2.htm）、2016年11月25日確認。
（５）習近平『擺脱貧困』福建人民出版社、1992年初版（2014年第２版）。同『干在実処　走在前列』中共中央党校出版社、2006年初版（2014年第２版）。同『之江新語』浙江人民出版社、2007年初版（2015年第２版）。
（６）「編後記」、習近平『知之深　愛之切』河北人民出版社、2015年、256頁。以下の注において、同書からの引用は、章題と頁数のみ記す。
（７）「党と国家の指導制度の改革」は、中共中央文献編輯委員会『鄧小平文選（1975 ～ 1982年）』人民出版社、1983年、に所収。後述のとおり、習近平は同書の系統的学習を下部機関に指示している。
（８）鄧小平「在軍委座談会上的講話」、同上書、364頁。胡耀邦「全面開創社会主義現代化建設的新局面」、中共中央文献研究室編『十二大以来重要文献選編（上）』人民出版社、1986年、38頁。以下、『十二大以来（上）』の形式で略記。
（９）「整党要突出重点為改革発展服務」204頁。「加強思想教育要有針対性和説服力」13頁。
（10）「正確処理発展商品経済的六個関係」112頁、119頁。
（11）「人才対発展経済的作用不可估量」37頁。
（12）「機構要精簡　班子要精干」90 ～ 91頁。「基層班子建設是搞好農村工作的保証」101頁。「建

設現代化大農業要靠専門人才」109頁。
(13)「念好“人才経”　開拓翻番路」155頁。
(14) 同上、157 ～ 160頁。「正定翻身記」238頁（原載『人民日報』1984年６月17日)。「正定県念活一部“人才経”」253 ～ 254頁（原載『人民日報』1985年４月８日)。
(15) 習近平「在網絡安全和信息化工作座談会上的講話」『人民日報』2016年４月26日。
(16)「真正把精神文明建設当作戦略方針来抓」17頁。
(17) 前掲「習近平同志在正定」。
(18)「中国共産党章程」『十二大以来（上)』65頁。彭真「関於中華人民共和国憲法修改草案的報告」、同前、137頁。
(19) 前掲「加強思想教育要有針対性和説服力」12頁。「尽快実現党風根本好転」21頁。
(20) 胡耀邦、前掲「全面開創社会主義現代化建設的新局面」10頁。前掲「中国共産党章程」67頁。
(21)「県委一班人要遵守六項規定」106頁。
(22) 胡耀邦、前掲「全面開創社会主義現代化建設的新局面」56頁。
(23) 習近平の毛沢東・鄧小平観、両時代の連続性については、菱田・鈴木、前掲書、191 ～ 198頁。
(24)「関於堅持和発展中国特色社会主義的幾個問題」、中共中央文献研究室編『十八大以来重要文献選編（上)』中央文献出版社、2014年、113 ～ 114頁。
(25)「在第十八届中央紀律検査委員会第二次全体会議上的講話（節選)」、中央党的群衆路線教育実践活動領導小組弁公室編『党的群衆路線教育実践活動学習文件選編』(内部発行)、党建読物出版社、2013年、83 ～ 84頁。本段落、次の引用同じ。「党内の政治生活に関する若干の準則」、太田勝洪ほか編『中国共産党最新資料集　上巻』勁草書房、1985年、314頁。
(26) 前掲「正確処理発展商品経済的六個関係」116頁。
(27)「正定適宜走“半城郊型”経済的発展路子」124 ～ 125頁。
(28)「発展農業，農村経済必須做好基礎工作」145頁。「到基層尋求“源頭活水”」152頁。
(29)「做焦裕禄式的県委書記」、習近平『做焦裕禄式的県委書記』中央文献出版社、2015年、７～８頁。本段落、次の引用同じ。
(30)「“人民群衆是我們力量的源泉”――記中共中央総書記習近平」、習近平『習近平談治国理政』外文出版社、2014年、440頁。
(31)「在河南省蘭考県委常委拡大会議上的講話」、前掲『做焦裕禄式的県委書記』39頁。
(32)「発展農業、農村経済要多一些戦略眼光」142頁。前掲「発展農業，農村経済必須做好基礎工作」146頁。
(33) 前掲「正確処理発展商品経済的六個関係」115頁。
(34)「在“高、新、実”上下功夫」134 ～ 135頁。
(35) 八八戦略については、習近平『干在実処　走在前列――推進浙江新発展的思考与実践』中共中央党校出版社、2006年。中共浙江省委党史研究室編著『干在実処　走在前列――中共浙江省第十一次代表大会以来』浙江人民出版社、2007年。
(36) 前掲「在河南省蘭考県委常委拡大会議上的講話」40頁。
(37)「他耕耘在正定的原野上」240 ～ 247頁（原掲『中国青年』1985年第１期)。
(38)「建設適応四化需要的党的基層組織」78頁。
(39) 前掲「整党要突出重点為改革発展服務」204頁。
(40) 胡耀邦、前掲「全面開創社会主義現代化建設的新局面」56頁。
(41) 同上、56頁、59頁。
(42) 本稿に関わる代表的な研究として、天児慧「整党問題をめぐる中央と地方――『人民日報』および地方新聞の分析を中心に」、日本国際問題研究所編『中国政治の中長期展望――転換期における中央＝地方関係を中心に』日本国際問題研究所、1986年。
(43)「中共中央関於整党的決定」『十二大以来（上)』409頁。
(44) 前掲「整党突出重点為改革発展服務」206頁。
(45)「在大是大非面前態度要明朗」１～２頁。前掲「機構要精簡　班子要精干」92頁。
(46) 徳田教之「転換期社会主義社会の制御と統合」、前掲『中国政治の中長期展望』28頁。
(47) 前掲「中共中央関於整党的決定」401 ～ 402頁。本段落、次の引用同じ。

(48) 前掲「建設適応四化需要的党的基層組織」79 ～ 80頁。
(49) 前掲「県委一班人要遵守六項規定」106頁。
(50)「在党的群衆路線教育実践活動工作会議上的講話」『十八大以来重要文献選編（上)』316頁。
(51)「在聴取蘭考県和河南省党的群衆路線教育実践活動情況匯報時的講話」、前掲『做焦裕禄式的県委書記』54頁、61頁。「充分調動幹部和群衆積極性　保証教育実践活動善做善成」『河北日報』2013年７月13日（http://hbrb.hebnews.cn/2013/0713/c_1.htm)、2016年11月25日確認。
(52)「中共中央整党工作指導委員会関於第二期整党工作的基本要求的通知」、中共中央文献研究室編『十二大以来（中)』人民出版社、713 ～ 714頁。「前言」、欧陽濤他『経済領域厳重犯罪問題研究』法律出版社、1984年、１～２頁。
(53) 胡耀邦、前掲「全面開創社会主義現代化建設的新局面」37 ～ 38頁。
(54) 前掲「尽快実現党風根本好転」31 ～ 32頁。「厳粛真清理農村財務」103頁。
(55)「刹住新的不正之風没有気勢不行」194頁。
(56) 前掲「中共中央関於整党的決定」401頁。学習文献は、『鄧小平文選』『毛沢東同志論党的作風和党的組織』『党員必読文献』『十一期三中全会以来重要文献簡編』の４つで、筆者が実際に読むことができたのは前二者である。中共中央整党工作指導委員会編『整党学習文件　毛沢東同志論党的作風和党的組織』(内部発行)、人民出版社、1983年。ほかに『文献簡編』の注釈本も参照した（楊瑞広・李明徳等編著『全面整党的思想武器――学習《十一期三中全会以来重要文献簡編》』江蘇人民出版社、1984年)。
(57) 前掲「建設適応四化需要的党的基層組織」79頁、82頁。
(58)「創振興正定的大業　做奮発有為的新人」69 ～ 70頁。
(59) 鄧小平「中国共産党第十二次全国代表大会開幕詞」、前掲『鄧小平文選』372頁。
(60) 鄧小平「堅決打撃経済犯罪活動」、同上書、358 ～ 359頁。
(61) 鄧小平、前掲「在軍委座談会上的講話」363 ～ 364頁。
(62)「在紀念胡耀邦同志誕辰百周年座談会上的講話」『人民日報』2015年11月21日。本段落、次の引用同じ。
(63) 鄧小平「党在組織戦線和思想戦線上的切迫任務」『十二大以来（中)』418頁。
(64) 菱田・鈴木、前掲書、第６章第３節。
(65) 王偉光（中国社会科学院院長)「科学運用馬列克思主義世界観和方法的典範」、何毅亭等著『学習《干在実処　走在前列》』中共中央党校出版社、2014年、８～ 10頁。曲青山（中共党史研究室主任)「撃中人民園地的思想閃電」、同上書、24頁。
(66) 習近平「在省部級主要領導幹部学習貫徹党的十八届五中全会精神専題研討班上的講話」『人民日報』2016年５月10日。
(67) 習近平「在紀念毛沢東同志誕辰百二十周年座談会上的講話」『人民日報』2013年12月27日。
(68) 習近平「在紀念鄧小平同志誕辰百十周年座談会上的講話」『人民日報』2014年８月21日。
(69) 数少ない例外として、学習小組「習近平一九八四年的工作綱領，今天読来仍然震撼」『人民網』2015年３月９日（http://politics.people.com.cn/n/2015/0310/c1001-26664805.html)、2016年11月25日確認。

政治体制改革の継承と発展

――省レベルにおける政法委員会の改組状況に着目して――

はじめに …… 34

１．中国共産党が国家機関を領導する仕組みと1980年代後半の政治体制改革 …… 34

２．データの詳細 …… 35

３．省レベルの政法委員会の改組状況 …… 37

おわりに …… 41

はじめに

1987年の中国共産党第13期中央委員会第1回全体会議（以下、「第13回党大会」）において提起された政治体制改革は、中華人民共和国建国以降、最も革新的な内容であった。それが革新的であるとされる所以は、中国共産党と国家機関の領導関係[(1)]を変化させる可能性を含んでいるという懸念が出現したため[(2)]、そして1989年に大規模な民主化運動が発生し、政治体制改革として提起された具体的な政策の多くが中止したためである。

政治体制改革が行われたのは、約2年間という短期間であったため、この期間に行われた政策は現行の中国政治と非連続にあるという捉え方が主流である。それは、政治体制改革の具体的な政策として中国共産党と行政機関の関係の変化にのみ注目したからであり、筆者が収集した省レベルの組織の改編を鑑みると、1987年に実施された政策はその後も継続していることが分かった。本論文では、中国の司法機関とされる人民法院を領導する役割を担う党組織である政法委員会の各省レベルにおける改編状況に注目し政治体制改革の連続性を明らかにする。また、この連続性から示唆される1987年当時の政治体制改革の全体像についても考察する。

1．中国共産党が国家機関を領導する仕組みと1980年代後半の政治体制改革

中国共産党の国家機関に対する領導は、国家機関内と中国共産党内にある党組織によって確保される。国家機関内に設けられる党組織を「党組」と呼び、中国共産党内に設けられる党組織を「対口部」と呼ぶ。

党組は、国家機関内の幹部が属する組織で、各国家機関に対する領導権を持つ[(3)]。1988年から1993年に組織された最高人民法院党組を例とすると、最高人民法院院長の任建新は最高人民法院党組書記であり、また最高人民法院副院長の林准と華聯奎は最高人民法院党組副書記である。中国共産党は最高人民法院に対する領導の統一を図るため、最高人民法院内の地位に応じて党員を党組の書記や副書記に任命している[(4)]。同様の状況は、最高人民法院だけでなく、行政機関や全国人民代表大会及び各地方の各レベルでも確認できる。

対口部は、国家機関を分類し、業務上関連のある部署をまとめ、そのグループに対応して中国共産党内に設置される組織である。行政機関の司法部に対応するように司法を担当する対口部が党内にあるわけではなく、行政機関の司法部と公安部、国家安全部及び最高

人民法院と最高人民検察院といった関連部署を包括的に領導する組織として党内に政法委員会という対口部が設けられる。したがって、対口部の構成員は、各部署の幹部が兼任している場合がほとんどである[5]。

党組と対口部によって、中国共産党は国家機関に対する領導を行えているわけだが、党組と対口部の設置状況とその役割は、政治状況によって様々変化した。それに関する議論が活発に行われたのは、文革後の1970年代後半であった。文革期に中国共産党はあらゆる国家機関の機能を停止させ、革命委員会が行政業務に介入した。その状況を「党務と政務が重なり合う」（以下、「党政合一」）と言う。この状態に対する反省から、党組と対口部を適切に設置し、党政合一を是正する動きが現れた。

しかし、対口部と党組を通じて中国共産党が国家機関を領導するという仕組みも、行政の効率性を妨げ、経済体制改革を難しくさせていると批判された。1980年代に入ると、鄧小平は「政治体制改革を行わなければ経済体制改革を貫徹することは難しい。党務と政務を分ける必要があり、党務と政務を分けるということは政治体制改革に及ぶものである」と強く主張し、党政分離の必要性について言及した[6]。

そして、第13回党大会での報告で趙紫陽は、党政分離の必要性とそれが政治体制改革の中で最も重要な政策であると説明した[7]。その具体的な措置として実施された行政機関の党組と党内の対口部の段階的な撤廃は、多くの注目を集めた。行政機関に関連する組織の統廃合のみに注目をすると、政治体制改革とはあたかも中国共産党と行政機関の組織的分離を単純な目的として行われたように見える嫌いがある。本論文は、以下で人民法院を領導する役割を担う党組織である政法委員会の省レベルの改編を分析することで中国共産党の政治体制改革の連続性を明らかにするとともに、その全体像について考察する。

2．データの詳細

（1）収集した史資料

行政機関に対応していた対口部や行政機関内にある党組が段階的に撤廃されたため、対口部や党組を通じた中国共産党の行政機関に対する両導は弱化した。しかし、中国共産党中央委員会（以下、「党中央」）に設けられていた政法委員会は政法領導小組に改組し、最高人民法院の党組の設置は継続したため、政法委員会と党組を通じた中国共産党の人民法院に対する領導は相対的に強化されたことが分かる[8]。本論文は、各地方の党委員会にある政法委員会の改組状況に注目し、中国共産党が政法委員会を撤廃せず、政法領導小組へ改組した意図について考察する。

各地方の党委員会の改組状況に関する資料として、『中国共産党組織史資料第七巻第一篇中国共産党組織機構』と各地方党委員会が出版した組織史資料、党史資料、政法史資料を利用する。しかし、全ての地方党委員会が1980年代後半から1990年代前半までの組織変化に関する資料を出版しているわけではない。また、出版していたとしても全てが公開されているわけではない。本論文は、筆者が可能な限り収集した各地方党委員会の組織変化に関する資料をもとに分析する(9)。筆者が入手できなかった地方の改組状況については、主に『中国共産党組織史資料第七巻第一篇中国共産党組織機構』に依拠する。留意されたいのは、各地方党委員会の資料の改組状況に関する具体的内容が『中国共産党組織史資料第七巻第一篇中国共産党組織機構』の内容と異なる場合があった。その際は、各地方党委員会の資料を優先する。本論文が対象とした地方党委員会は、特別行政区であるマカオと香港、そして台湾を除いた21省、5自治区、4直轄市である。

（2）改組状況を把握できる地域の分布

21省、5自治区、4直轄市の改組状況を確認すると、30地域の内15の地域が改組していることが分かった。改組をした地域の具体的な場所は、図1で示した通りである。但し、その15の地域の内、チベット自治区、黒竜江省、重慶市は政法委員会が撤廃され、1990年代に再び政法委員会が設置されたことは資料から分かるもののその間に政法領導小組もしくはその他の組織に改組したかどうかは不明である。このことから、15地域の中の12の地域の組織変化を中心に分析を進める。

図1　改組状況の分布

（注）改組が確認できた地域は、河北省、遼寧省、吉林省、上海市、浙江省、江西省、雲南省、天津市、山西省、山東省、広東省、海南省（順不同）と、上記した三地域である。灰色に反転している地域が改組した地域である。

3．省レベルの政法委員会の改組状況

（1）構成員が引き継がれたケース

表1は、政法委委員会の指導者層の構成員が引き継がれた6つの地域の詳細をまとめたものである。表１から分かることは、政治体制改革の全てが中止したわけでなく、その後に引き継がれているものもあるということである。

表1　構成員が引き継がれた省一覧

職務	吉林省政法委員会 1987年11月―1988年7月	職務	吉林省政法領導小組 1988年8月-1990年6月	職務	吉林省政法委員会 1990年3月―
書記	李長久	組長	杜青林	書記	杜青林
副書記	楊楓	副組長	高文	副書記	呉亦侠
			呉亦侠		
		弁公室主任	李景学		

職務	海南省政法委員会	職務	海南省政法領導小組 1988年8月―1990年6月	職務	海南省政法委員会 1990年6月―
	不明	組長	書澤芳	書記	書澤芳
		副組長	辛業江	副書記	辛業江
		委員	丁果	委員	丁果
			李天相		李天相
			孟進鰲		孟進鰲
			王雲集		王雲集
			李継林		鄭大進
			鄭大進（1989年3月―）		

職務	広東省政法委員会 1983年6月―1988年8月	職務	広東省政法領導小組 1988年8月―1990年9月	職務	広東省政法委員会 1990年9月―
書記	宋志英	組長	宋志英	書記	宋志英
副書記	麦崇楷	副組長	凌伯棠	副書記	凌伯棠

職務	江西省政法委員会 1981年10月―1988年9月	職務	江西省政法領導小組 1988年9月―1990年3月	職務	江西省政法委員会 1990年3月―
書記	劉仲候	組長	王昭栄	書記	王昭栄
副書記	鄭校先				

職務	河北省政法委員会	職務	河北省政法領導小組 1988年7月―1990年4月	職務	河北省政法委員会 1990年4月―
書記	解峰	組長	岳岐峰	書記	岳岐峰

職務	浙江省政法協調小組 1988年3月―1988年5月	職務	浙江省政法領導小組 1988年5月―1990年5月	職務	浙江省政法委員会 1990年5月―
組長	袁芳烈	組長	袁芳烈 （1988年5月―1989年3月） 夏仲烈 （1989年3月―1990年5月）	書記	夏仲烈

（出所）吉林省地方志編纂委員会編纂『吉林省志、第六、中国共産党志』（長春：吉林出版社、1997年）、中共海南省委組織部、中共海南省委党史研究室、海南省档案局（館）『中国共産党海南省組織史資料1988.4－1998.7』（海口市：中共海南省委組織部、2001年）、広東省地方史志編纂委員会編『広東省史、中共組織志』（広州：広東人民出版社、2001年）、朱祥清、範銀飛（江西省地方志編纂委員会）『江西省志』（北京：方志出版社、1993年）、中央党史研究室等編『中国共産党組織史資料集第七巻第一篇中国共産党組織機構』（北京：中共党史出版社、2000年）をもとに筆者作成。

吉林省、海南省、江西省、河北省は政法委員会から政法領導小組への改組の際に幹部の人事を変更したが、その後、政法領導小組から政法委員会に再度改組する際には変更しなかった。このことから、第13回党大会後に党中央が各地に出した通知を1990年代以降も引き継いだと理解することができる[(10)]。

広東省は、政法委員会書記と政法領導小組組長、そしてその後の政法委員会書記と宋志栄が一貫して歴任している。しかし、副書記と副組長の人事を確認すると、1980年代の政法委員会副書記は麦崇楷が担当し、政法領導小組とその後の政法委員会副書記は凌伯棠が担当していることから、組織としては政法領導小組とその後の政法委員会の連続性がそれ以前の政法委員会と政法領導小組よりもある。

（2）構成員が変更になったケース

表2は、政法委員会から政法領導小組だけでなく政法領導小組から政法委員会への改組の際にも人事変化が起こっていた3つの地域の一覧とその詳細である。遼寧省、雲南省、上海市では、二度に渡り構成員が変更されていることから、組織自体の連続性がないように思われる。しかし、その人事変化の詳細を確認すると、政法委員会から政法領導小組へ改組する段階で中国共産党内における政法委員会の地位が高まったこと、政法領導小組から政法委員会へ再度改組した際にもそれが継続していたことが分かった。

表2　構成員が変更になった省一覧

職務	遼寧省政法委員会 1985年6月―1988年10月	職務	遼寧省政法領導小組弁公室 1988年10月―1990年4月	職務	遼寧省政法委員会 1990年4月―
書記	王巨禄	主任	田風岐	書記	孫奇

職務	雲南省政法委員会 1985年8月―1987年3月	職務	雲南省政法領導小組 1988年9月―1989年4月 (11)	職務	雲南省政法委員会 1990年10月―1993年9月
書記	邱創教	組長	劉樹生 （1988年9月―1989年4月）	書記	尹俊

職務	上海市政法委員会 1985年5月―1988年10月	職務	上海市政法領導小組 1988年10月―1990年10月	職務	上海市政法委員会 1990年10月―
書記	石祝三	組長	楊堤 （1988年10月―1989年8月） 呉邦国 （1989年8月―1990年10月）	書記	倪鴻福

（出所）遼寧省地方志編纂委員会弁公室主編『遼寧省志、中国共産党地方組織志』（沈陽市：遼寧民族出版社、2005年）、江怡、邵有民、馬福竜（≪中共上海党志≫編纂委員会編）『中共上海党志』（上海：上海社会科学院出版社、2001年）、中央党史研究室等編（2000）、前掲資料をもとに筆者作成。

例えば、1985年8月から1987年3月まで雲南省政法委員会書記を務めていた邱創教は、雲南省党委員会常務委員会委員を兼任していたようであるが、1988年9月から1989年4月まで雲南省政法領導小組組長を務めていた劉樹生は、雲南省党委副書記を兼任していたことが挙げられる。1990年10月以降に雲南省政法委員会書記を務めていた尹俊も、1990年から雲南省党委副書記を兼任しており、政法領導小組から政法委員会への改組の際に雲南省党委員会内における政法組織の位置づけは、それ以前の改組で変化したまま継続していることが分かる。

また、上海市でも同様の傾向を確認することができる。1985年5月から1988年10月まで上海市政法委員会書記を務めていた石祝三は上海市党委常務委員会委員を兼任していたが、その後の楊堤、呉邦国、倪鴻福は全員上海市党委副書記を兼任している (12)。

（3）改組せず政法委員会内が改編したケース

表３は、政法委員会から政法領導小組、政法領導小組から政法委員会という改組しなかった天津市、山西省、山東省の構成員の変化についてまとめたものである。三地域とも、改組しなかったものの、政法委員会内部で様々な変化が見られた。

表3　改組せず政法委員会内が改編した省一覧

職務	天津市政法委員会	職務	天津市政法委員会
書記	呉振 （1984年1月―1988年5月）	書記	魯学政 （1988年5月―1993年7月）

職務	山西省政法委員会	職務	山西省政法委員会
書記	張健民 （1984年2月―1991年1月）	書記	張邦応 （1991年1月―）
副書記	李玉臻 （1987年10月―1989年4月）	副書記	李俊虎 （1991年1月―）

職務	山東省政法委員会	職務	山東省政法委員会
書記	馬連礼 （1984年7月―1987年8月）	書記	高昌礼 （1987年8月―1992年3月）
副書記	王欣奎 （1983年7月―1993年12月）	副書記	王欣奎 （1983年7月―1993年12月）
	李誠 （1983年7月―1987年8月）		孫杰 （1983年8月―1993年12月）
	孫杰 （1983年8月―1993年12月）		白朝風 （1987年11月―1992年9月）
			載義増 （1987年11月―1993年8月）
			趙景祥 （1988年12月―1996年9月）
		常務副書記	李誠 （1987年8月―1989年5月）
		常務副書記	趙長風 （1989年5月―1991年8月）

（出所）天津市地方志編集委員会、≪中国共産党天津志≫編集委員会編著『天津通志：中国共産党天津志』（北京：中共党史出版社、2007年）、中共山西省委組織部編『中国共産党山西省組織資料、第二巻、1987.10－1998.2』（太原：山西出版社、2001年）、山東省地方史志編纂委員会編『山東省志、共産党志（1921-2005）』（済南：山東人民出版社、2011年）をもとに筆者作成。

天津市は、「1986年4月14日に天津市党委員会は、各級政法委員会が党委の業務部門であること、党委が領導する政法業務の参謀であり、また助手であることを明確にした」とし、中国共産党と政法委員会の領導関係を強調した[(13)]。そして、1988年5月に政法委員会書記が魯学政となり、1993年7月まで務めている。他の省が改組する時期に合わせて、政法委員会書記の人事を変更したものの、他の省が再度政法委員会へ戻す時期には人事変更を行わず、継続したことが分かる。

山西省党委員会は、1980年代後半以降の組織変化について「1987年の時点では政法委員

会内部に弁公室、総合書処、調研室が設けた。そして、1989年2月には社会治安総合ガバナンス弁公室が成立し、5名増員した。さらに、1991年6月には社会治安ガバナンス弁公室の中に秘書処、督促検査処が設けられ、部レベルに相当する体制となった」と説明した[14]。1980年代後半に試みられたこの変化はその後も引き続いており、またこの変化から、山西省は政法委員会を社会治安総合ガバナンス弁公室と同義として認識されていることが分かる。1980年代後半以降の山西省では、政法委員会の省委内序列が上がり、政法委員会は政法部門らが協議を行う組織としてだけでなく、社会の安定化を支えるための重要な組織として位置付けられた。

また同様の変化が山東省でも確認できた。山東省は、「1983年の党政機構の改革の中で、中国共産党山東省党委員会は正式に政法委員会を省委序列の中に入れた」という[15]。また、「1987年3月、中央弁公室文献と中国共産党山東省委文献の精神に基づき、かつて紀律検査委員会の管轄下になった中国共産党山東省委経済犯罪撲滅弁公室を政法委員会管轄へと移転させ、中国共産党山東省委経済犯罪撲滅領導小組弁公室へと改称した。山東省編制委員会は省委政法委員会が経済犯罪撲滅総合処と経済犯罪打撃検査処を増設することを批准した」という[16]。さらに、「1987年9月、省委政法委員会は政治処を撤廃し、社会治安総合ガバナンス処を設けた」とした[17]。

山西省と山東省は、政法委員会内で組織の改編が行われ、政法委員会に社会治安総合ガバナンスの機能が付与されたという点で共通している。このことから、政法委員会内の公安部の力が強まるという状況が発生した。しかし、公安部の地位の上昇は、文革期以前の大公安体制を単純に意味するものではない。寧ろ、遼寧省、雲南省、上海市の分類と同様に、党内における政法委員会の地位が高まったと理解することができる。例えば、1984年7月から1987年8月まで山東省政法委員会書記を務めた馬連礼は、山東省副省長と山東省政府党組構成員を兼任していたが、1987年8月から1992年3月まで山東省政法委員会書記を務めた高昌礼は1991年3月以降に山東省党委副書記を兼任していた。

おわりに

第13回党大会後の各地域の政法委員会の改組の状況を確認すると、三つの分類に整理することができた。そして、この三つの分類の共通点は、第一に各地方党委員会内の政法委員会の地位が高まったということ、第二に、その後も継続したということである。

1980年代後半の中国共産党と行政機関の組織の統廃合のみを確認すると、党政分離は中国共産党の国家機関に対する領導の維持を実現するために行われた政策であったものの、

中国共産党との領導を弱化させる様相を呈したため、天安門事件の発生を一つの重大な要因として、その全てが中止したようみえる。しかし、省レベルにおける政法委員会の改組の過程を緻密に調査すると、その連続性を確認することができた。

このことから、当時、中国共産党が目指した政治体制改革とは、党政分離を単純に目指した政策であったわけではなく、その目的は、中国共産党の国家機関に対する領導方式の転換であったと考える。領導方式の転換とは、中国共産党が党組や対口部を通じて直接に行政機関を領導する仕組みから、法律や制度に基づいて政策決定や政策運用に携わることを目指したということである。そのため、法律を運用する組織である人民法院を領導する党組織である政法組織の党内序列を上げ、治安管理に関しても政法組織内の協議による実施が重視された。

参考文献（史資料のみ）

広東省地方史志編纂委員会編『広東省史、中共組織志』（広州：広東人民出版社、2001年）
江怡、邵有民、馬福竜（≪中共上海党志≫編纂委員会編）『中共上海党志』（上海：上海社会科学院出版社、2001年）
吉林省地方志編纂委員会編纂『吉林省志、第六、中国共産党志』（長春：吉林出版社、1997年）
遼寧省地方志編纂委員会弁公室主編『遼寧省志、中国共産党地方組織志』（沈陽市：遼寧民族出版社、2005年）
山東省地方史志編纂委員会編『山東省志、共産党志（1921-2005）』（済南：山東人民出版社、2011年）
天津市地方志編集委員会、≪中国共産党天津志≫編集委員会編著『天津通志：中国共産党天津志』（北京：中共党史出版社、2007年）
中央党史研究室等編『中国共産党組織史資料集第七巻第一篇中国共産党組織機構』（北京：中共党史出版社、2000年）
中共海南省委組織部、中共海南省委党史研究室、海南省档案局（館）『中国共産党海南省組織史資料1988.4－1998.7』（海口市：中共海南省委組織部、2001年）
中共山西省委組織部編『中国共産党山西省組織資料、第二巻、1987.10－1998.2』（太原：山西出版社、2001年）
中共中央党校教務部編『十一届三中全会以来党和国家中央文献選編（1978年12月―2007年10月）』（北京：中共中央党校出版社、1997年―1998年）
中共中央文献編纂委員会『鄧小平文選第3巻』（北京：人民出版社、1993年）
中共中央文献研究室編『13大以来重要文献選編（上）』（北京：人民出版社、1991年）
朱祥清、範銀飛（江西省地方志編纂委員会）『江西省志』（北京：方志出版社、1993年）

注

（1）「領導」とは「指令命令」を含意する中国語である。領導と被領導は、指導と被指導とは異なり、強制力が伴った命令指揮関係が存在していることを意味している。双方の中国語の意味は異なるのにもかかわらず、日本語ではそのどちらも「指導」と訳される。しかし、本論文が扱う中国共産党と国家機関の関係は、「指導」ではなく「領導」であることから、本論文では「領導」と「指導」を区別して用いる。

（2）党と国家の領導関係の改革に関する議論が始まったのは、1980年であった。当時、鄧小平は「党と国家の領導制度の改革は、党の領導を弱めるものでも党の規律を緩めるものでもない。党の領導と党の規律を強化し堅持するためのものである」と述べた。この発言の意図を逆説的に捉えるならば、党と国家の領導関係の改革はその関係性に変化が起こる可能性が懸念されていたということである。鄧小平「党和国家領導制度的改革」中共中央党校教務部編『十一届三中全会以来党和国家中央文献選編（1978年12月―2007年10月）』（北京：中共中央党校出版社、1997年―1998年）、59－60頁。

（3）「中国共産党党規約」第46条によると、「党組の任務は主として、責任を持って党の路線、方針、政策の実効を図り、当該部門における重要な問題を討議、決定し、幹部に対する管理の仕事を立派に行い、党外の幹部と大衆を団結させ、党と国から与えられた任務を遂行し、機関及びその直属部門の党組織の活動を領導することである」。「中国共産党章程」（中国共産党第18次全国代表大会部分修改、2012年11月14日通過）『人民日報』（2012年11月19日付）。

（4）唐亮『現代中国の党政関係』（慶應義塾大学出版会、1997年）、11頁。

（5）各部署の幹部以外の構成員として、中国共産党政治局委員や政治局常務委員といった党内の役職を担当している者がいる。例えば、1980年代後半に政法委員会書記を担当した喬石は国家機関内に役職を持たなかったものの、政治局常務委員を兼任していた。

（6）中共中央文献編纂委員会『鄧小平文選第3巻』（北京：人民出版社、1993年）、177頁。

（7）中共中央文献研究室編『13大以来重要文献選編（上）』（北京:人民出版社、1991年）、36－38頁。

（8）拙著「1980年代以降の党･法院関係の制度化と中国共産党の支配の正当性」『中国研究論叢』、（2013年9月）、5－27頁。

（9）1980年代後半から1990年代前半の政法委員会ないし政法領導小組に関する資料を出版している地域は、雲南省、海南省、広東省、貴州省、吉林省、江西省、江蘇省、湖北省、山西省、山東省、四川省、上海市、天津市、北京市、遼寧省であった。

（10）『江西省志』によると、「1988年9月に、中国共産党中央の通知の精神に基づき、政法委員会を政法領導小組に改組した」との記述があるため、中国共産党中央委員会から各地方に向けて通知が出されていたことが分かる。その他に『中国共産党海南省組織史資料1988.4－1998.7』は、「1988年8月に中国共産党海南省工作委員会の決定により、中国共産党海南省工作委員会政法領導小組が成立した」とあり、その通知が出た後に海南省で工作会議を開催された結果、組織改編が実施されたと推測できる。一方で、政法領導小組を政法委員会に再度改組する必要があるということに関する中央と地方の交流については記述がない。張伊、朱祥清、範銀飛（江西省地方志編纂委員会）『江西省志』（北京：方志出版社、1993年）と中共海南省委組織部、中共海南省委党史研究室、海南省档案局（館）『中国共産党海南省組織史資料1988.4－1998.7』（海口市：中共海南省委組織部、2001年）。

（11）1988年6月―9月まで、1989年4月―1990年10月までの指導者は不明。

（12）雲南省、上海市ではこの傾向を確認できたが遼寧省では確認できなかった。遼寧省は、1985年6月から1988年10月まで遼寧省政法委員会書記を務めていた王巨禄が1987年10月から1988年10月まで遼寧省党委副書記を兼任していた。つまり、遼寧省は1985年の時点で遼寧省党委内の政法委員会の地位がその他の省と比べて高いことが分かる。

（13）天津市地方志編集委員会、≪中国共産党天津志≫編集委員会編著『天津通志：中国共産党天津志』（北京：中共党史出版社、2007年）。

（14）中共山西省委組織部編『中国共産党山西省組織資料、第二巻、1987.10－1998.2』（太原：山西出版社、2001年）。

(15) 山東省地方史志編纂委員会編『山東省志、共産党志（1921-2005)』（済南：山東人民出版社、2011年)。
(16) 同上。
(17) 同上。

道徳教育の移り変わりと宗教知識教育・宗教情操教育

1．はじめに …… 46

2．道徳の教科化までの歴史 …… 46

3．宗教的情操教育 …… 49

4．宗教知識教育 …… 50

5．まとめ …… 51

1．はじめに

日本では、貝塚（2014）が指摘するように、戦後は宗教教育が一種のタブー視され、教育実践の場では宗教そのものが視野に入らなくなっている[(1)]。また、1963年の教育課程審議会答申以降、特に道徳教育の分野において、学校教育では「永遠絶対的なもの」としての宗教的な存在には言及されなくなった。さらに、「宗教的情操」の立場が一般化し、宗教的な存在を前提としない方針に転換していったという[(2)]。

そして日本の義務教育では、1958年以来、特設道徳が「領域」として行われてきたが、2000年代に入ると道徳の教科化に関する議論が本格化した。そして2015年３月の一部改正された学習指導要領において道徳の教科化が実現された。[(3)]

小学校「学習指導要領」の「第１章　総則」の「第１　教育課程編成の一般方針」の中で、「道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるように特に留意しなければならない。[(4)]」とされている。

本稿では、道徳が教科化されたことを受けて、戦後から現在までの道徳教育の移り変わりについてまとめるとともに、現在の宗教知識教育・宗教情操教育のあり方とその問題点をまとめたい。

2．道徳の教科化までの歴史

（1）教育勅語から社会科設立[(5)]

1945年８月にポツダム宣言を受諾した後、GHQと、GHQの基に設置されたCI&E（民間情報教育局）とともに日本政府は教育の自由化や民主化を進めた。そして、同年９月に文部省は「新日本建設の教育方針」を発表し、戦後の学校教育の基本方針と改革案を示した。[(6)] 1946年６月には「教育刷新委員会[(7)]」が設置され、GHQの枠組みの中で教育改革に取り組み、「教育勅語」について議論された。1948年には「教育勅語」は法的に排除、失効され「法的に処理」されそれに代わるものとして「教育基本法」が制定された[(8)]。

「教育勅語」の取扱いと並行して公民教育についても議論された。1945年に文部省は「公民教育刷新委員会」で修身に代わる公民の設置と教育勅語を前提とした公民教育を構想し

ていた。しかし、CI&Eはこれを拒否し、容認しなかった。1946年８月にCI&Eは社会科の設置を決定し、公民教育は新たな方針に取って代わられた。

1946年に日本国憲法公布、翌年５月に施行されると、1947年３月に「教育基本法」が公布、施工された。そして同年４月に「学習指導要領　一般論（試案）」が告示された。GHQによって停止され再開されていた「日本歴史」「地理」は1947年９月から社会科に代わった。社会科の誕生によって、６・３制教育では、道徳教育を主として担う教科が教育課程からなくなったのである[9]。

（2）「道徳」という領域の設置[10]

1952年４月サンフランシスコ講和条約締結によって日本は主権を回復した。これに伴って教育についても制度や行政の再編成に着手された。

1953年８月には文部省が「社会科の改善についての方策」を発表した。道徳教育は学校教育の全体で行われなければならないとされつつも、「『民主的社会における道徳生活のあり方の理解や、道徳的判断力を育てること』には社会科が特に寄与しなければならない」とされ、道徳教育に対する社会科の役割が強調された。1955年12月に小学校、中学校の「学習指導要領　社会科編改訂版」が告示され、1957年には道徳教育を「独立教科」として位置づける方向を示した。1958年８月に学校教育法施行規則が一部改正され、道徳が小学校と中学校課程において各教科、特別教育活動、学校行事と並ぶひとつの領域として位置づけられた[11]。

そして同年９月に小・中学校の「学習指導要領」及び「学習指導要領　道徳編」が告示され「道徳の時間」の目標、内容、指導計画作成、指導上の留意事項が示された。なお、道徳の目標として、「人間尊重の精神を持つ日本人の育成」が挙げられた。[12]

その後、戦後の教育改革から20年を経て教育改革も新たな展開を迎えた。1968年７月に「小学校学習指導要領[13]」、69年４月に「中学校学習指導要領[14]」が告示された。学校における道徳教育は道徳の時間をはじめ、各教科及び、特別教育活動の「特質」に応じて指導することとされ、道徳教育の目標は、これまでの教育の根本精神である「人間尊重の精神」を有した人材の育成から、その「基盤としての道徳性を養うこと」が加えられた。

さらに1977年には小中学校の「学習指導要領」が全面的に改訂され、道徳的な「実践」に重点が置かれることとなった。

（3）総合的な時間の設置と「心のノート」[15]

1989年３月に「学校教育法施行規則」が改正され、小・中学校の「学習指導要領」も全面的に改訂された。引き続き、小･中学校共に、道徳的実践力の育成に重点が置かれたが、

道徳教育の目標に教育の根本精神である「人間尊重の精神」に加えて、「生命に対する畏敬の念」を育成することと記された。

さらに1998年12月に小・中学校の「学習指導要領」は再度改訂[16]され、「総合的な学習の時間」が新たな領域として設けられた。この「学習指導要領」の施行に合わせて、2002年４月から、文部省は「心のノート」を配布した。この「心のノート」は学習指導要領に示された方針や内容項目に準拠しており、「生きる力」の育成を目指した新たな教育課程に対応した道徳教育の教材として作成され、趣旨やその内容に対する批判がありながらも2014年の全面改訂まで使用され続けた。

（４）道徳の教科化[17]

2000年12月以降、教育改革国民会議で道徳の「教科化」が教育改革のひとつとして、議論され始めた。2006年に９月に安倍内閣は「美しい国づくり」「戦後レジームからの脱却」を掲げ、各種の改革に着手し始めた。そして教育改革の主眼は、教育基本法の改正であった。そのために2006年10月には「教育再生会議」が閣議決定により設置され、2006年12月に新たな「教育基本法」が公布、施工された。第１章、第１条の「教育の目標」で「道徳心」「創造性」「自律の精神」「公共の権利」「生命の尊重」「伝統文化の尊重」「郷土や国を愛する」ことなどの文言が盛り込まれた。[18]道徳の教科化については、決定は持ち越された。

2008年には「学習指導要領」を告示し、小・中学校ともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊ぶ日本人の育成が目標とされた。また中学校の学習指導要領には「寛容の心」という文言が加えられた。2012年に安倍内閣が再び発足すると、「アベノミクス」の重要課題のひとつに教育改革も含まれた。2013年１月に「教育再生実行会議」が閣議決定により設置された。同会議はいじめ問題の本質的な解決に向けて取り組み、道徳教育が重要な役割を果たすという見解を示した。しかし、現状は道徳教育が不十分であり、抜本的な充実のために、新たな枠組みによって道徳を教科化することを主張した。なお、道徳教育によって「命の尊さ」「自己肯定感」「他者への理解や思いやり」などを育成することが求められている。

こうした議論を受けて、2014年６月に「心のノート」が全面改訂され、全国の小・中学校に「私たちの道徳」が配布された。さらに2015年３月に「学習指導要領」が一部改正され、教育課程条の位置づけが領域から特別の教科となった。

これにともなって、教材はこれまでの副読本や補助教材から検定教科書となった。また道徳教育は学校の教育活動を通じて行うものであり、各教科等においても道徳教育がそれぞれの特質に応じて行われることはこれまでと変わらない。

また、道徳で扱われる内容として、小・中学校共通して、「自然や崇高（生命）に関する視点」の項目が総じて少ない傾向は学習指導要領が５回改訂されても変化しなかったという[19]。

３．宗教的情操教育

（１）宗教的情操教育に関する立場

宗教的情操教育が特定の宗教に偏らずに成り立つのかについては様々な立場に分かれて議論され続けている[20]。

道徳の教科化に向けて、いじめ問題の本質的な解決が大きな課題となっており、道徳教育において「命の尊さ」などを教えることが求められている。菅原は、命の大切さを教える「心の教育」は宗教的情操教育に含まれるとしている[21]。

また、深谷は、宗教的情操教育を、１．宗教を特定の宗教・宗派の信仰に限って認める立場、２．宗教は異なっても、目指すべき真理は一つと考える立場、３．宗教を広く捉え、生命の根源への畏敬を「宗教的情操」とする立場の３つに分類している。そして３つめの、宗教を広く捉え、生命の根源への畏敬を「宗教的情操」とする立場は、公教育の中ですでに部分的に導入されており、「特定の宗教・宗派を離れて成立し得ることを最も強く肯定している」としている。[22]

（２）「畏敬の念」

道徳教育の中では、「畏敬の念」という言葉が使われるが、菅原は、「畏敬の念」について今一度具体的な内容を考える必要があることを指摘している。教育の現場では、自然への驚嘆を教えることで、「畏敬の念」を教えており、環境問題や生命倫理の指導には向いているが、超越的な存在などの「宗教的なもの」からは距離が空いており、こうした「畏敬の念」への指導によって、不思議な物を無批判に畏怖することが、カルトや迷信に対する批判力を削ぐことに繋がるのではないかと疑問を呈している。

また深谷（2005）も、宗教的情操教育の宗教思想は明確にされていないことから、「道徳教育が、『畏敬の念』など感情的側面の『涵養』に偏るならば、宗教的情操教育が軍国主義につながるといった批判に再びさらされることになる」と指摘している。また、道徳教育が、「宗教的」と銘打たない崇高さや敬虔さを滋養する情操教育というものに留まることを予想している。

岩田（2008）[23]は、「畏敬の念」などを宗教的情操教育に直接結びついていることは多

くの論者に共通した前提であるとし、道徳における、宗教的なもののあり方が「宗教的なもの」としては表現されていないことが現代日本における教育の特徴であると述べている。さらに、学習指導要領の中の「畏敬の念」が「微妙かつ重大な変化」したことを具体的に説明している。まず、中学の指導要領では第三の視点の「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」に関して、畏敬の念の対象が「人間の力を超えたもの」として、対象的に宗教を捉えられるものになり、このことは、生命の根源や聖なるものが捉えられないものであることと対照的であると指摘している。さらに「自然」や「美」が「人間の力を超えたもの」の代表となったこと、生命に関しては自他の生命を尊重するとして、人間の命を大切にすることに焦点が当てられていることを指摘している。これらの変化から、「期待される人間像の主張した宗教性が対象化された。宗教が平板化され、表層的になったと表現できる」と述べている。

4．宗教知識教育

井上は、1995年３月20日オウム真理教地下鉄サリン事件が起きた背景には、宗教について基本的な知識が不足していたことが原因の１つにあったとしている。さらに、1990年代後半から21世紀にかけて情報化やグローバル化が進行したことで、日本国内でも多様な宗教が信仰あるいは布教される状況になった。こうした状況を受けて、宗教知識教育が「国際的に信仰する多文化社会化を視野にいれる、宗教に関わる誤解や無理解が広まらないための教育という観点」から行われることを主張している。[24]

現在宗教知識教育と呼ぶことができる教育は、中学生の社会科および、高校生の倫理で行われていることが多い。しかし、これらの教科書は、検定を通過しているのも関わらず、多くが政教分離の原則に反していると指摘されている。藤原[25]によると、「宗教心の注入だけではなく、特定の宗教に関する不用意な価値判断、偏見、差別が随所に見られる。」という。また、「特定の宗教を特別扱いし、それに基づき読者に特定の価値や、見方を受け入れるように求めている箇所や求めないまでも一方的な価値判断を下している箇所もある。」という。こうした状況が生じる背景には、日本の教科書が正解を与えるスタイルであることが原因であるとしている。

また倫理の教科書で扱われる宗教的な知識は、倫理の教科書のテーマの「哲学史・思想史」の中で扱われるため、歴史的事実として記述されている。そして、このような記述が、キリスト教や仏教といった各宗教のもっとも基礎的な説明だと多くの生徒が思い込む結果になっていることが問題となっているという。

5．まとめ

1953年８月に文部省が、道徳教育は社会科が特に寄与するべきだと強調しながらも、学校教育の全体で行われなければならないと発表して以来､2015年３月には「学習指導要領」が一部改正され、教育課程の中の位置づけが領域から特別の教科とはなったものの、依然として道徳教育は学校の教育活動全般を通じて行われるものであり、各教科等においても道徳教育がそれぞれの特質に応じて行われることになっている。そのため、藤原（2011）が指摘するように、宗教知識教育は諸教科に分断されており、各宗教に関して全体的に説明されることがない。このように「宗教」そのものは描かれず、宗教が道徳教育の題材として利用されている状況であるという。

現在の道徳教育では、命の尊さや、明確な定義のない「畏敬の念」という言葉を通して道徳心を育てることに重きを置いた教育内容となっている。また、宗教そのものについて正確な情報を与える機会は少ない。

多様な文化や信仰を持つ人々がいることを理解することが他者を理解し受け入れることに繋がるとするならば、いじめ問題を本質的に解決するという観点からも、道徳教育の他に、宗教情操教育や宗教知識教育を行う意義があると言えよう。

注

（1）貝塚茂樹「宗教はどのように教えられてきたか（１）－文部省著作社会科教科書『宗教と社会生活』を中心に－」（『中央教育研究所研究報告』81号、2014年）、p.8
（2）（同上、p.23）
（3）江島顕一『日本道徳教育の歴史　近代から現代まで』ミネルヴァ書房､2016年､p.320－p.328
（4）文部科学省HP「道徳教育」「一部改正学習指導要領」（平成27年３月告示),「小学校　総則」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2016/08/10/1375633_1.pdf)
（5）江島（2016）p.143－p.178
（6）GHQによって「修身」「日本歴史」「地理」は再開を前提として停止された。その後1946年６月に「地理」が、10月に「日本歴史」が再開されたが、修身は復活しなかった。
（7）1949年「教育刷新新審議会」に改称、52年６月に「中央教育審査会」の発足によって解散した。
（8）1946年10月に文部省は「直後及び詔書等の取扱いについて」で「教育勅語」を「我が国の教育の唯一の淵源」とみなすことを禁止、奉読も禁止した。
（9）以後、社会科への批判や、「修身」復活の議論へと繋がっていく。
(10) 江島（2016）p.179－p.250
(11) 私立の小中学校では宗教をもって道徳に代えることができるとされた。
(12) 詳しくは、江島（2016）p.192－p.206
(13) 江島（2016）p.239－p.241

(14) 江島（2016）p.241－p.246
(15) 江島（2016）p.252－p.290
(16) 道徳教育の目標として、「道徳性」が「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度」として言い表され、「道徳的価値の自覚を強める」ことも重要とされた。
(17) 江島（2016）p.290－p353
(18) 教育制度研究会編『要説　教育制度』新改訂第３版、p249－p.251、法律第120号
(19) 江島（2016）p.350－p.353
(20) 戦後の宗教的情操教育と教育に関する理論に関しては、深谷潤「宗教的情操教育の課題と道徳教育」『西南学院大学　教育・福祉論集』第４巻第２号2005年、p.87－p.109
(21) 菅原伸郎「『畏敬の念』再考」『基督教研究』第63巻第２号、p.9－p.15
(22) 深谷潤「宗教的情操教育の課題と道徳教育」『西南学院大学　教育・福祉論集』第４巻第２号2005年
(23) 岩田文昭「道徳教育における宗教的情操教育概念の変質と実態」『学術の動向』2008年p.52－54
(24) 井上順孝「グローバル化･情報化時代における宗教教育の新しい認知フレーム」『宗教研究』85巻２、2011年
(25) 藤原聖子『教科書の中の宗教知られざるゆがみ　この奇妙な実態』岩波書店、2011年

ニクソン政権期のアジア戦略と在比米軍基地

１．ニクソン・ドクトリンとアジア戦略 …… 55

２．アジアの在外米軍基地からの撤退 …… 56

３．1970年代初期における在比米軍基地の位置づけ …… 59

結びにかえて …… 61

1970年代前半におけるアメリカの対アジア政策は大きく変わった。その転機となったのは、1969年のニクソン・ドクトリンである。当時、アメリカはベトナム戦争で疲弊し、そこから脱却することに必死であった。そのためにニクソンは南ベトナムをはじめとする東南アジアからの米軍撤退と北東アジアの米軍兵力の削減を行い、ベトナム戦争を局地紛争化することで、東西冷戦対立の象徴としての代理戦争の意味合いを外そうとした。つまり、ニクソン・ドクトリンの発表によってベトナム戦争の「ベトナム化」を進めることを対外的に示し、米軍のベトナムから「名誉ある撤退」を実現しようとしていた(1)。

ニクソン・ドクトリンに基づく対アジア政策の推進によって1970年代前半にはアメリカによる「アジア離れ」が急速に進んだ。当然、このアメリカのコミットメント縮小に対して、対米依存のアジア諸国は動揺を隠せなかった。当然、親米国家であったフィリピンにも衝撃が走った。ニクソン・ドクトリン以前は、アメリカとフィリピンの間にいわゆる「特別な関係」が保たれていた。例えば、アメリカは共産主義がドミノのように波及することを防ごうと積極的な関与を示す一方、フィリピンはアメリカに応える形でベトナム戦争に民間人を派遣するなど、親米国家としてアメリカ政府に積極的な協力姿勢を示していた。

南ベトナムとその周辺国における米軍の駐留兵力の推移

	1968 年	1969 年	1970 年	1971 年	1972 年	1973 年
南ベトナム	537,377	10,054	39,028	212,925	35,292	265
フィリピン	28,444	27,352	23,440	17,821	15,808	14,399
タイ	47,972	48,705	39,212	31,216	44,904	39,236
台湾	8,874	9,243	8,813	8,565	8,289	8,267
韓国	62,263	66,531	52,197	40,740	41,600	41,864
日本・沖縄	83,069	84,802	82,264	71,485	35,384	56,240

出典） DoD Personel & Procurement Statistics <http://siadapp.dmdc.osd.mil/personnel/MILITARY/history/309hist.htm> を基に筆者作成。

しかし、ニクソン・ドクトリンによるアメリカの「アジア離れ」の余波はフィリピンにも押し寄せ、米比関係は揺らぎ始めることとなる。ベトナム戦争が収束に向かい、インドシナ情勢が新たな展開を迎える頃になると、アメリカとフィリピンに安定した「特別な関係」が保持されているとは言い難い状況になる。その原因のひとつはアメリカの「アジア離れ」によって引き起こされたアジアの「アメリカ離れ」であった。ある種の孤立主義的を包含したニクソン・ドクトリンに基づくアメリカの対アジア政策が遂行されるにつれ、アジア諸国は次第にアメリカから距離を置くようになったばかりでなく、対米依存から脱却しようとする自主路線を追及するようになっていった。とりわけ、フィリピンにおいて

は、1971年１月にマルコス大統領（Ferdinand Marcos）がソ連および他の東側ブロックの諸国と貿易・外交を開始し、米比関係を見直すつもりだと発表した。２月にはロムロ外務大臣（Carlos P. Romulo）がフィリピン議会で、「アジアにおけるアメリカのプレゼンスの後退に伴い、フィリピンはより均衡のとれた同盟関係を実現する必要がある」と演説した。そして彼は、「もはやフィリピンは全ての玉子を１つのかごの中に入れておくことはできない」として、これまでの対米依存を改める必要まで論じるに至っていた[(2)]。

本稿では、1970年代おいて米比を取り巻く環境の中で如何なることが生じていたのかということをニクソン政権期を中心に概観するとともに、1970年代前半においてアメリカとフィリピンの「特別な関係」が維持された状況について分析する。ニクソン政権の展開した対アジア外交によってアジア諸国が自主外交を展開しアメリカから離れていく中で、アメリカがフィリピンに対してどのような外交を展開して「特別な関係」を維持したのか、を論じる。

1. ニクソン・ドクトリンとアジア戦略

1969年７月、ニクソン（Richard M. Nixon）大統領が訪問先のグアムで行った表明、いわゆるニクソン・ドクトリンは、アメリカのアジア外交において決定的な方針の転換を表したものであった。その内容は、アメリカが同盟国に対して条約上のコミットメントを遵守し、核抑止体制（つまり、核の傘の提供）を維持する一方で、同盟国は自国の防衛について、まずアメリカを頼るのではなく自国の通常戦力に頼るべきであるというものであった[(3)]。このように、アジア諸国に対して自助を求めたニクソン・ドクトリンは、関係各国に大きな衝撃を与えた。アメリカの軍事介入を限定的にし、地域での紛争は地域で解決を優先するという、いわゆるベトナム戦争の「ベトナム化」を発表した。要するに、アメリカはコミットメントによって疲弊してしまうことを回避するために東南アジアでの出来事に、冷戦の脈絡で関与しないという意向を明確にしたのである。そもそも、ニクソン政権の対アジア政策は、ベトナム戦争によって肥大化した国防支出を削減してアメリカ経済を立て直すことを目的とし、アメリカがベトナム戦争の惨状から不名誉でない形で一日も早く離脱することを根本に据えていた。

ニクソン政権発足以来、国家安全保障会議（National Security Council: NSC　以下、NSCと表示する）は、対アジア戦略について国家安全保障研究覚書（National Security Study Memorandum: NSSM 以下、NSSMと表示する）として分析を開始し、1970年になるとニクソン・ドクトリンに基づいた対アジア政策を国家安全保障決定覚書（National

Security Decision Memorandum: NSDM 以下、NSDMと表示する）として次々と発表する。レアード（Melvin R. Laird）国防長官は1970年６月末までにアジアから米兵10万人と、戦艦ニュージャージーを含む米戦艦100隻を撤退させることによって海外米軍基地を削減することを発表した。このレアード発言以降、アメリカ国防総省は毎月のように米軍削減に関する具体的なプログラムを発表するようになる。NSDM77は、戦艦に続いて航空部隊と戦闘機の大幅削減を示したものである[4]。さらに、アジア戦略に関する重要な発表は続き、アメリカ国内外の軍事基地307か所（うち海外27か所）を整理すると発表した。アジアでの駐留米兵は、1970年の時点で南ベトナムに55万人、タイに５万人、アジア全体では91万人にも達していたためこれらの人員削減や整理も急務であった。

こうしてニクソン大統領はベトナム戦争によって疲弊した状況から脱却するため米軍削減プログラムに基づき、アジアでの兵力削減とベトナムからの米軍撤退計画を着々と進めていった。在アジア兵力の削減に関しては、アメリカ国内、とりわけアメリカ議会からの圧力が強かった。そのためニクソン政権は国防予算の削減を強いられ、国防予算に関するNSDM84を策定する[5]。国防予算の削減は、世界で前方展開するアメリカの軍事態勢の劣勢に直結することとなる。また、ベトナムからの米軍撤退に続き、1970年７月には在韓米軍削減が発表される。在韓米軍削減は1970年３月にNSDM48によって策定された[6]が、削減対象となったのは２万人におよぶ在韓米陸軍第７師団であった[7]。また、この時期、アメリカと日本との間では沖縄返還が取り決められていた。すでに動き始めていた在韓米軍撤退について、ニクソン政権は約２年で削減を実施することを韓国政府に打診していた。最終的にアメリカは、ベトナム、タイ、韓国といったアジア大陸部における米軍すべての撤兵を考えていた。

ニクソン政権はアジア各地に駐留する米軍を縮小する政策を変更せず、1970年12月25日にグリーン（Marshall Green）国務次官補は約半年間で在日米軍１万2,000人、在フィリピン軍6,000人、在タイ軍１万6,000人、在韓米軍２万人を引き揚げることを正式に発表した。同時に、中国との関係改善に向けた意欲も変えずに堅持し続けた。こうしてニクソン政権はニクソン・ドクトリンに基づいた対アジア政策を着実に遂行していった。

2. アジアの在外米軍基地からの撤退

マルコス政権は1965年の発足以来、基地協定改定を求めて対米交渉を行いつつも、ベトナム戦争時にはPHILCAG（Philippine Civic Action Group）と呼ばれる民間人2,000人を南ベトナムに派遣するなどアメリカの同盟国として積極的に対米協力姿勢を見せていた。

また、アメリカ政府は、こうしたマルコスの対米協力を賞賛した。マルコスは、ベトナム派兵の見返りとしてアメリカ政府に防衛協力、具体的には、フィリピン国軍を創設するための軍事援助とフィリピン国軍が使用する装備の供給を要求した[8]。アメリカ政府はベトナム戦争時における対米協力の見返りとしてマルコスの要求の多くを受け入れていった。この時､明らかにアメリカとフィリピンの間には「特別な関係」が存在していた。「特別な関係」とは、旧植民地と旧宗主国との関係に由来するもので、歴史的遺産としての関係と言っても過言ではない。フィリピンは自国の安全に不安を抱いていたため、フィリピンから撤退しようとする米軍の駐留を繰り返し求めてきた。アメリカはフィリピン基地に自由にアクセスすることによってフィリピンの安全を担ってきたのである。こうした中でアメリカとフィリピンにある「特別な関係」は構築されていった。

ニクソンが地域における軍備縮小を意図した対アジア政策を着実に遂行していった結果、アジアでは独裁政権が続々誕生することとなった。例えば、韓国では、反共軍政下で抑圧されていた韓国国民の不満が爆発し、学生デモや民主化運動、労働者ストライキが続発した。このような事態を懸念した韓国政府は全土に非常事態宣言を発令し、国民を軍の厳しい監視体制化においた。一方、タイでもクーデターが発生し、戒厳令が布告され軍事独裁制が導入された。東南アジア諸国は、アメリカが南ベトナムから撤退したことで大きな衝撃を受けたが、とりわけその影響が大きかったのはタイであった。タイでは反基地運動が高まった結果、1976年にアメリカはタイから米軍を撤退させた。

当時の変化する対アジア戦略の中、アメリカの具体的な兵力バランスや援助はどのように推移していたのであろうか。ベトナム戦争が激化していた1968年、アメリカは兵力を以下のように配置していた。総兵力は354万7,000人で、そのうち在外駐留兵力が130万人であり、この内訳はアジア太平洋地域に90万人、ヨーロッパに32万人となっていた。前述のとおり、1969年にニクソン・ドクトリンが発表されると、アジアに展開していた米兵力は急速に撤退していった。1975年のベトナム戦争終結後には、インドシナ地域のみならずタイからもアメリカは撤退した。台湾には1968年には１万5,000人の米兵が駐留していたが1970年には9,000人となり、1972年の米中接近によって約1,200人が残るのみとなる[9]。韓国では1970年の時点で５万2,000人が駐留しており､このうち地上部隊が３万3,000人であった。カーター政権期にも在韓米軍撤退政策が遂行されたが、カーター大統領による在韓米軍撤退政策は、この地上部隊が対象となっていた（表1)。

表1　アジア・太平洋地域のアメリカ兵力

	1970 年	1977 年
フィリピン	20,000	16,200
タイ	38,400	120
韓国	52,000	41,300
インドシナ	362,700	—
沖縄	52,500	28,400
日本	39,000	18,500
グアム	14,000	8,800
台湾	9,000	1,200
合計	638,600	169,520

出典）『アジアトレンド』1977年冬号。

軍事援助の金額からもアメリカのアジア離れが進行していることが明確であった。ベトナム戦争が拡大した1966年におけるアメリカの世界への軍事援助は贈与で約19億ドル、借款で3,200万ドルであった。このうちアジアは76％を占めていた。1972年の軍事援助の世界への総額が37億ドルとなり、このうちアジアへの援助が占める割合は87％となっていた。しかし、ベトナム戦争が終結した1975年の援助総額は37億ドルと同額であったが、アジア向けは60％に減少した。1977年の軍事援助総額自体が約24億ドルと下がり、このうちアジアへの提供は3.5億ドル（約15％）となっている。経済援助においても、1971年に45％であった対アジア援助贈与分が1975年には15％にまで低下している[(10)]。

こうして米軍のアジア各地からの撤退が進んだことで、在比米軍基地は東南アジアにおける唯一の米軍基地となった。特に在比米軍基地は、インド洋に出るための中継地点としてその重要性が注目されるようになっていったが、この時期、フィリピンも独裁体制を強める動きを見せ始める。先述したとおり、マルコスは南ベトナムに民間人を派遣することによって対米協力姿勢を示していたものの、これまでの指導者とは明らかに異なっていた。フィリピンが親米国家であることに変わりはなかったが、マルコスはアメリカに対して常に追従したわけではなく、日本への経済的接近、対共産圏貿易開始方針表明など「自主外交」を展開させ、アメリカとある面で対決的な姿勢を示した。マルコスは、1972年２月、北京に特使を派遣し、関係改善を協議させるとともに３月にはイメルダ夫人をソ連に派遣した。同年９月になるとマルコス大統領は戒厳令を布告したことで、ついにマルコス独裁体制が誕生した。自主外交の様相を強めていたマルコスは、アメリカとのすべての軍事・経済協定を見直すことを宣言し、インドシナの共産化を受けて改めてアメリカとの関係見直しに本腰を入れ始めた。その際、米軍基地の撤去は求めなかったものの、「基地はフィ

リピンのもの」であることをアメリカに認めさせることを求めて1947年に成立した基地協定の改定を申し出ることとなる。

3. 1970年代初期における在比米軍基地の位置づけ

ニクソン・ドクトリンの発表後、1969年７月26日ニクソン大統領はマルコス大統領とマニラで会談し、ニクソンは「アメリカとフィリピンの関係はこれまでの「特別な関係」に戻るのではなく、新たな時代の関係に入ることに期待する」と述べた(11)。これに対してマルコス大統領は、「アメリカがアジアの同盟国を決して見捨てないと信じている」と、フィリピンとの信頼関係を維持するアメリカの姿勢を望んでいることを強調して述べた(12)。しかし、アジアの自助を求めるニクソンとこれまで通りアメリカに対して援助を求めたいマルコスとの間には大きな考えの隔たりがあるのは確実であった。そういった意味で、従来の米比の「特別な関係」のみに依拠した関係は、持続困難な状況に直面していたと言える。

結果的にニクソンの対アジア政策はフィリピンに限らず、親米反共の態度をとってきたアジア諸国の「アメリカ離れ」を進行させ、「中立主義」的思考の台頭をそれぞれの国に促した。アメリカが、アジア諸国による「アメリカ離れ」に歯止めをかけるには、アジアの親米国家に対して一定の経済援助･軍事援助等の従来のような援助をする必要があった。しかし、援助額は議会によって厳しく制限されていたため、アメリカ離れを食い止めるには十分な援助ができないという袋小路にアメリカ政府は陥っていた。米比関係もこの例外ではなく、ニクソン政権期にフィリピンに自助を求めたことによってアメリカとフィリピンの関係は大きく揺らいだ。しかし、後に詳述するが、この時のニクソン政権によるベトナム戦争の終結へ向けた大胆な対アジア外交が、後任のフォード政権での大きな変化をもたらす流れを、結果として作ることになる。

前述したように、1972年９月、国内の政情不安などを理由にマルコス大統領はフィリピン全土に戒厳令を発令した。当時、フィリピンでは共産主義勢力、とりわけ新人民軍による反政府活動が激化しており、マルコス大統領はそれを理由に国家的危機を訴え、戒厳令を正当化し、長期間にわたりこれを実施する。この期間における戒厳令による権力の集中化は、アメリカ離れという自主路線移行を進めることができたという側面もあったが、マルコス政権にとっての戒厳令は、やはり政権を永続させるための手段であった面が強かったことは否めない。しかし留意に値するのはアメリカがこれを黙認したばかりでなく、戒厳令体制下のフィリピンに対して軍事援助を増大していることである。戒厳令発令前の

1970年から1972年までは5,111万８千ドルであったのに対し、戒厳令発令後の1973年から1975年には9,229万７千ドルにまで膨れ上がっている[13]。

こうした援助の背景にはフィリピンに対して経済的権益を確約していた米比通商協定が1974年に失効するという状況を前にしてそれに代替する援助を他の東南アジア諸国への対処とは違って特別にアメリカが求めたということがある。その証左として、国際開発局（USAID）がフィリピンに対して行った贈与と融資の額は米比通商協定が失効する１年前の1973年に飛躍的な伸びを示し、前年度の3,050万ドルから7,570万ドルになっている。また、経済援助を容易にした要因として、フィリピンのテクノクラートの存在が挙げられる[14]。なぜなら、彼らはアメリカの大学で主に経済学を学んだ経験を持ち、アメリカ型の近代化イデオロギーを共有し、外国資本の導入や自由貿易にもとづいた経済発展を指向していた。そのテクノクラート達がマルコス政権下にて政治的影響力を増大したことで、アメリカ経済界とテクノクラートとの実務上密接な関係がアメリカの対比援助を容易にしたからである。

1973年３月、キッシンジャーはNSSM155に対する実施要領としてNSDM209を公表し、以下の６点を明示した[15]。

① 1974年に失効する米比通商協定は延長しない
② アメリカはフィリピンが長期間にわたり安定した国家になることを望んでいる
③ アメリカ政府はフィリピン政府に対して今後も軍事援助・経済援助を継続する
④ 在比米軍基地を継続する
⑤ マルコス政権との協力関係を強化する
⑥ 軍事援助として年間２億から２億5,000万ドルを計画している

この６点からも伺えるように、1970年代前半において、アメリカは、アジア地域から離れ東南アジア諸国に対して自助を求める一方で、フィリピンとの間では、他の東南諸国との間にはない「特別な関係」を継続しようとしていたと言える。

しかし、当時はニクソン･ドクトリンによるアメリカの長期戦略の変化の只中にあった。その結果、米比の関係は従来の「特別な関係」から次第に変容を見せることになる。アメリカはベトナム戦争で疲弊し、フィリピンに対しても自助を促し、現実に駐留する自国の兵力削減を推進した。確かに、時として従来のような「特別な関係」を維持するような援助姿勢もアメリカはフィリピンに見せた。しかし、ニクソン・ドクトリンにより、自助という課題を突きつけられたフィリピンはこれまでの対米依存とは異なる行動をとらざるを得なくなる。その結果、アメリカに対する態度をフィリピンは変えてゆくことになる。そ

して、アメリカも態度を変えたフィリピンに対しては、これまでとは異なる対応をしなければならなくなる。

したがって、歴史的遺産としての「特別な関係」は色あせつつあり、その関係の下で展開されたものとは異なるアメリカの戦略思考でなければ、アメリカ離れも視野に入れるフィリピンとの関係を維持することが難しくなりつつあった。

結びにかえて

本稿で俯瞰してきたように、ニクソン・ドクトリンに基づくアメリカの対アジア外交の展開によって、アジアに駐留していた米軍は次々と撤退し、アメリカによる「アジア離れ」とアジア諸国による「アメリカ離れ」が進展した。これは1960年代終盤から1970年代前半にかけてニクソン・ドクトリンに基づくアメリカの軍事プレゼンス縮小によって、その相対的な劣位から多くのアジア諸国がアメリカの地域からの撤退を危惧した帰結である。実際、1973年に至りベトナム戦争が収束に向かっていたことを理由にアメリカは米軍のプレゼンスを縮小したことによって、フィリピンを含むアジア諸国の不安は一層高まり、一部アジア諸国が独裁国家になっていった。さらには、アメリカとの関係を見直して自主路線を歩み始める国も出始め、フィリピンも例外なくその兆候を示していた。

しかし、結論的には米比関係におけるいわゆる「特別な関係」に基づいて引き続き在比米軍基地が維持されることとなった。ニクソンが在比米軍基地についてはそのまま維持することをマルコスに約束したことからも明らかなように、1970年代前半まで両国間には確かに「特別な関係」が存在していた。この点は、本章の考察によって明らかにした限りである。ただ、この「特別な関係」はフィリピンが米国の植民地と化した時代から続くある種の歴史の遺産であり、圧倒的なアメリカ優位で成り立つ関係でもあったことに留意しなくてはならない。「特別な関係」を引き合いに一定程度不安を鎮めることはできても、全体としてはニクソン･ドクトリンのロジックの下、米軍のプレゼンスが退潮していく中、不安を拭いきれるものではなかった。つまり、時代がもはや旧宗主国と旧植民地という歴史の遺産の延長にあるロジックとは違うものを要していた。

本稿ではフォード政権以降の米比関係に触れていないが、フォード政権になるとこの点が如実になる。つまり、アメリカは、アジア諸国のアメリカ離れの加速に不安を抱き、アジア最重視に大きく舵をとった。キッシンジャー国務長官の対アジア戦略の見直しによって、在比米軍基地における戦略的重要性は一気に高まる。キッシンジャーは二国間関係よりもアジア全体の安定を考えていたため、アメリカとフィリピンにある基地問題として捉

えるのではなく、在比米軍基地をアジアにおける重要拠点として位置づけたのである。ここで特に留意すべきは、フォード政権下において在比米軍基地に対する不安を抱いていたのはフィリピンではなくアメリカ側であった。アメリカがフィリピンから撤退することを検討し、それに対して米軍がフィリピンに留まるよう駐留をフィリピンが要求するという戦後一貫して続いてきた構図は、1975年以降に一気に崩れることになる。基地の存在価値に対して疑義を唱えるマルコスに対して、アジア全体の安定を戦略的観点から捉えるならば在比米軍基地は不可欠と考えるキッシンジャー国務長官との間で行われた基地をめぐる交渉で生じたのはまさに「戦略的な関係」であった。ニクソン・ドクトリンによってアメリカの「アジア離れ」、アジア諸国の「アメリカ離れ」が進んだが、米比関係においては「特別な関係」が維持されたと言えよう。

注

（1）「ベトナム化」よりニクソン政権は南ベトナムからの段階的に米軍の撤退を行う一方、軍事的責務を委譲した南ベトナムに対しては、即時に見捨てる行動はとらず、大規模な軍事援助を始める。その結果、特に南ベトナムの空軍力は1972年には世界第４位にまでに強化されることになる。

（2）*Far Eastern Economic Review* 72（June 12, 1971）, p.28; ロバート J. マクマン「ひ弱な同盟－冷戦下アジアにおけるアメリカの安全保障関係」菅英輝編著『冷戦と同盟－冷戦終焉の視点から』松籟社、2014年、194頁。

（3）*Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon, 1969,* Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1971, pp.544-566; Berry, *U.S. Bases in the Philippines,* p. 140.

（4）アジアからの撤退については以下のNSDM文書にて明らかにされている。“Air Activity in Southeast Asia Over FY 71”, August 12, 1970, National Security Decision Memorandum: NSDM 77, Richard Nixon Presidential Library Website［hereafter RNLW］, Yorba Linda, California.〈https://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_077.pdf〉（閲覧日　2016年８月２日）。

（5）National Security Decision Memorandum 84, September 11, 1970, “Defense Program; FY 72-76,” RNLW,〈https://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_084.pdf.〉（閲覧日2016年７月25日）。

（6）National Security Decision Memorandum 48, March 20, 1970, “U.S. Programs in Korea,” RNLW,〈https://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_048.pdf〉（閲覧日2016年７月25日）。

（7）村田晃嗣『大統領の挫折－カーター政権の在韓米軍撤退政策』有斐閣、1998年。

（8）*FRUS,* 1964-1968, Vol. XXVI, Indonesia; Malaysia-Singapore; Philippines, Doc. 338.

（9）木村哲三郎「アジアにおけるアメリカの戦略」『アジアトレンド』1977年冬号、アジア経済研究所、1977年。

(10) 木村、前掲論文。

(11) アジア経済研究所データベース、重要日誌「1969年フィリピン」1969年７月26日、〈http://d-arch.ide.go.jp/browse/html/1969/205/1969205DIA.html〉（閲覧日2016年７月29日）。ニクソン大統領によるマニラでの演説は以下を参照。American Presidency Project, “Richard

Nixon", University of California. 〈http://www.presidency.ucsb.edu/ws/index.php?pid=2144〉（閲覧日2016年７月29日）。Berry, *U.S. Bases in the Philippines,* p. 141.

（12）Berry, *U.S. Bases in the Philippines,* p. 141.

（13）田巻松雄『フィリピンの権威主義体制と民主化』（国際書院、1993年）、132頁。さらに、フォード政権からカーター政権発が発足した1976年から1978年の３年間には１億3,015万５千ドルに達している。

（14）テクノクラートは技術官僚のグループで、そのほとんどがアメリカで経済学などを学んだ経験を持つ。マルコス大統領は70年代からテクノクラートを閣僚に任命するなど、その存在を重視した。

（15）National Security Decision Memorandum 84, March 27, 1973, "U. S. Policy Toward the Philippines," RNLW, 〈https://www.nixonlibrary.gov/virtuallibrary/documents/nsdm/nsdm_209.pdf〉（閲覧日　2016年８月24日）。